

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-26-1 本郷宮田ビル4階

【問い合わせ先】MAIL zghrk@xui.biglobe.ne.jp

TEL 03-3813-0477 (佐藤・真田)

学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について

私たち全国学童保育連絡協議会は、学童保育の保護者と指導員でつくる都道府県の連絡協議会で組織する団体です。保護者が労働等の理由により昼間、家庭にいない小学生の「生活の場」である学童保育(放課後児童クラブ)について、実施か所数や入所児童数などの調査を毎年行っています。

2025年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。なお、この調査は、児童福祉法に位置づけられ、国や自治体の基準にもとづいて、補助金も含めた行政の関与のもと運営されている学童保育を対象としており、ビジネスとして企業や個人が開設・運営する「民間の学童保育」は含みません。

子どもが必要とする期間、通いつづけられるための保育の質の底上げを「支援の単位」数は3万8,265、入所児童数は151万7,772人

【施策の現状と課題】

- 2025年5月1日現在、学童保育の入所児童数は、公立小学校に通う1年生から3年生のうちの4割が学童保育に通っている計算となり、少子化のなかでも増加の一途をたどっています。社会の関心は「小1の壁」「待機児童の解消」に集まりがちで、保護者にとって「待機児童になるかならないか」は就労保障、ひいては家族の生活を左右する問題であるがゆえ、ともすれば「条件整備が不十分でも受け皿があればよい」という論調に傾きかねません。しかし、私たち全国学童保育連絡協議会は、子ども集団の規模の上限を超えて大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」などの現象が起こることを指摘してきました。
- また、指導員の目が全体に行きとどかなかったり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「一斉活動が中心となる」「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やケガが増える」など、子どもたちに深刻な影響を与えています。それによって、管理的な保育になりがちで、「子どもが学童保育に行きたがらない」など、年度途中での退所や、学年が上がる際に利用継続を希望しない家庭が少なからずあることは否めません。
- 待機児童の解消は、学童保育を必要とする地域に学童保育をつくり、増やしていくほかにありません。同時に、子どもが必要とする期間、子どもの生活圏にある地域の学童保育に通いつづけられるよう、保育の質を向上させることが必要です。子どもが「ここは自分の居場所」と実感できるためには、“子ども集団の規模”“指導員の存在・かかわり”が大切な要素です。子どもの権利を守る視点で、公的責任のもと、学童保育を整備していくことが必要です。
- 放課後や学校休業日の生活は、子どもが自らの過ごし方を考え、決定していくことのできる時空間であり、子どもの成長・発達に欠かせない大切な時間です。子どもや家庭の実態と願いに応じた、地域の住民や文化との多様で豊かなかかわり、施設や事業が求められます。子どもにかかわるさまざまな事業や施設、それぞれの取り組みの役割や理念をお互いに尊重しながら、連携し、子どもが安心して豊かに育ちあえる地域社会でありたいと願って、この調査結果を発表いたします。

◆調査の方法 ① 調査基準日と対象…2025年5月1日、すべての市町村(特別区を含む。以下同じ)、1741市町村を対象とする悉皆調査、② 調査項目…調査票は34ページ参照、③ 実施時期…依頼日は2025年5月2日。回収期間は、5月7日～2026年3月2日

◆本調査の成果を引用・転載、調査、研究、研修用資料等に使用する場合は、事前に全国学童保育連絡協議会(E-MAIL zghrk@xui.biglobe.ne.jp TEL 03-3813-0477)までご連絡ください。

## も く じ

調査結果 1	2025年 5 月 1 日現在の学童保育数、入所児童数……………	3
調査結果 2	どの学年でも入所児童数が前年比で増加……………	4
調査結果 3	子ども集団の規模が「おおむね40人以下」である 支援の単位は約 6 割……………	5
調査結果 4	学童保育の待機児童数は、1 万6, 476人、 ただし、待機児童数は正確には把握できていません……………	7
調査結果 5	都道府県別の学童保育数と入所児童数（政令市・中核市を含む）……………	8
調査結果 6	学童保育はどこが運営しているか（運営主体）……………	9
調査結果 7	学童保育はどこで実施されているか（開設場所）……………	11
資料 1	子どもの放課後・地域生活を考える……………	12
資料 2	学童保育指導員の資格と力量形成について考える ——「放課後児童支援員」の資格創設から10年……………	14
資料 3	学童保育指導員の資格と力量形成について考える ——人手不足の解消と保育の質の向上をめざして……………	17
資料 4	「こども性暴力防止法」の施行に向けて……………	19
資料 5	安全計画の策定が2024年度から義務づけ、 学童保育で子どもの安全・安心を守るために……………	22
資料 6	子どもたちと一緒につくる夏休みの生活……………	25
資料 7	障害のある子どもとともにある「生活づくり」……………	28
資料 8	学童保育数と国の補助金と施策の推移……………	31
資料 9	国の学童保育の2026年度予算案……………	33
別添 1	調査票	
別添 2	調査要領	
全国学童保育連絡協議会の紹介		

# 調査結果 1 2025年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

○ 学童保育の「支援の単位」数は、3万8,265、か所数は2万4,856か所

○ 学童保育の入所児童数は、151万7,772人 \*前年比52,648人増

## 学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627		333,100人	1997年児童福祉法改定、1998年施行。(注1)。
2015年	-	25,541	1,017,429人	内閣府子ども・子育て本部発足。入所児童数は前年比約8万3,000人増(注2、注3)。
2020年	23,979	33,671	1,305,420人	入所児童数は約3万5,000人増(注4)。「支援の単位」数は1,017増。学童保育数は259増。「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の臨時休業中も、学童保育は「原則開所」の要請。
2021年	24,447	34,437	1,307,699人	入所児童数は約2,200人増。「支援の単位」数は766増。学童保育数は468増。
2022年	24,414	35,337	1,348,122人	入所児童数は約4万人増。「支援の単位」は900増。学童保育数は33減。
2023年	24,493	36,094	1,404,030人	こども家庭庁発足。入所児童数は5万5,908人増。「支援の単位」は757増。学童保育数は79増。
2024年	24,536	37,094	1,465,124人	入所児童数は6万1,094人増。「支援の単位」は1,000増。学童保育数は43増(注5)。
2025年	24,856	38,265	1,517,772人	入所児童数は5万2,648人増。「支援の単位」は1,171増。学童保育数は320増。

- (注1) 入所児童数の悉皆調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごと実施の詳細な実態調査をもとに割り出した概数。  
 (注2) 学童保育数・児童数ともに、2013年から神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている98か所(入所児童数約6,000人)を含めた数字。  
 (注3) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。  
 (注4) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年調査から届け出された数を集計。  
 (注5) 学童保育数・児童数ともに、2024年から千葉県千葉市の放課後健全育成事業及びアフタースクール事業分を含む。アフタースクール事業として、「支援の単位」数118(入所児童数4,545人)を含めた数字。

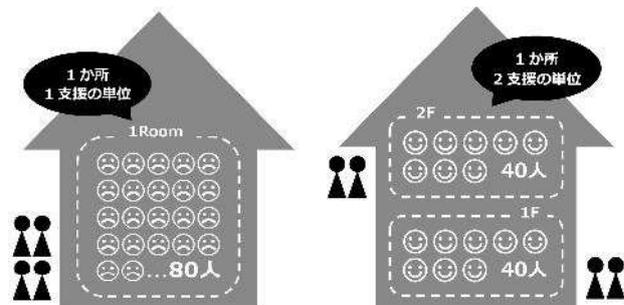
### 学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

1つの施設に、80名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒1か所、1支援の単位

1つの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒1か所、2支援の単位



学童保育(国の施策名は放課後児童クラブ)は、児童福祉法に基づきのように定められています。

児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

\*「保護者が労働等」には、「保護者の疾病や介護・看護、障害など」も含まれる。

2014年4月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下「省令基準」)が公布され、これにもとづいて各市町村(特別区を含む)は学童保育の基準を条例で決めました。また、2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」(以下「運営指針」)が策定され、2015年度から適用されました。「運営指針」は、2024年3月にこども家庭審議会こどもの居場所部会のもとに「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」が設置され、「こどもの居場所づくりに関する指針」(2023年に閣議決定)の理念等を反映することを基本とし、関係法令等の改正や近年の放課後児童クラブをとりまく動向等を踏まえて改定され、2025年4月から施行されました。改定をふまえた『放課後児童クラブ運営指針解説書』も作成されています。

## 調査結果 2 どの学年でも入所児童数が前年比で増加

学年別の入所児童数と割合の推移（人）

	2014年	2023年	2024年	2025年	増加数・前年比
1年生	325,834(34.9%)	428,596(30.5%)	437,952(29.9%)	443,099(29.2%)	5,147(101.2%)
2年生	281,518(30.2%)	391,393(27.9%)	397,015(27.1%)	409,436(27.0%)	12,421(103.1%)
3年生	207,294(22.2%)	300,418(21.4%)	319,562(21.8%)	326,989(21.5%)	7,427(102.3%)
4年生	67,992( 7.3%)	162,216(11.6%)	176,331(12.0%)	190,357(12.5%)	14,026(108.0%)
5年生	30,753( 3.3%)	79,764( 5.7%)	87,904( 6.0%)	97,321( 6.4%)	9,417(110.7%)
6年生	17,246( 1.8%)	41,213( 2.9%)	46,088( 3.1%)	50,374( 3.3%)	4,286(109.3%)
その他	2,898( 0.3%)	430( 0.0%)	272( 0.0%)	196( 0.0%)	▲76( 72.1%)
	933,535 (前年比44,782増)	1,404,030 (前年比55,908増)	1,465,124 (前年比61,094増)	1,517,772 (前年比52,648増)	

注)「その他」は、幼児や障害のある中学生も対象としている学童保育があるため。

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

### ○ 子どもが必要な期間、学童保育に通いつづけるために

自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、保護者の一日の勤務時間や帰宅時間、週の勤務日数、子どもの学年、ひとり親家庭かなどによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。それにとめない、「利用継続を希望したが、入所できなかった」ということも生じています。

また、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に利用継続を希望しない家庭も少なからずあります。2009年度に国民生活センターが行った「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」では、「学童保育の中途退所児童」について市町村を対象に調査が行われ、退所理由として、「引越し・転勤による」「リストラや失業などで就業状況が変化したことによる」ほか、「子どもが学童保育に行きたがらない・指導員の対応、保育内容に不満があった」などがあげられていました。

この調査研究は、2025年3月の参議院内閣委員会でもふれられ、内閣府特命担当大臣からつぎのような答弁がありました。「放課後児童クラブを退所される諸事情はさまざまかと考えるが、委員御指摘のように、『子どもの人数が多くて一人ひとりへの援助をていねいにできない』『学童保育のなかが混み合っていてうるさくて落ち着かない』といった理由で子どもが放課後児童クラブに行きたがらないのだとすれば、それは改善すべきものと考えている」。中途退所の問題については、保育の質を向上させるための方策が必要であることを示唆しています。

学童保育での子どもの様子に目を向けると、なかには乱暴なことばや行動、荒れ、不登校などの課題も見られます。その背景に、乳幼児期あるいは低学年の時期にコロナ禍で人と接することが制限され、「みんなでなにかに取り組む」「集団のなかで思いを伝える」体験が不足していたことが推察されます。言い換えると、その時期の育ちをめぐり抜けていないことがあったとすれば、私たちはこのことにどのように向きあったらいいのでしょうか。学童保育で指導員は、学童期の子どもたちと生活をともにするために必要な専門的な知識や技能を身につけたうえで、子どものさまざまな発信を受けとめ、ていねいにかかわることが求められます。

### ○ 高学年の子どもにとって学童保育の生活とは

保護者の要望はあっても、高学年は、低学年に比べると利用継続の優先順位が下がる地域もあります。また、高学年になると下校時刻がいっそう遅くなり、平日の学童保育での生活時間は短くなります。学童保育は、子どもが必要とする期間、自らのよりどころとして通いつづけられることが必要です。高学年になると、勉強がむずかしくなるばかりでなく、学校の係活動やクラブ活動が増え、友達関係が複雑になることもあるなど、強い緊張や疲労を抱えた状態で、学校から学童保育に帰ってくる子どももいます。指導員は、高学年の子どもの発達や心理についての理解を深め、その年齢に応じたかかわりを学び、継続した生活を土台に、子どもとの信頼に基づく関係を築いていくことが必要です。

### 調査結果3 子ども集団の規模が「おおむね40人以下」である 支援の単位は約6割

入所児童数の規模（2014年はか所数、2015年以降は「支援の単位」数）

児童数	2014年	児童数	2024年	2025年	増加数・前年比
1人-9人	653( 2.9%)	1人-10人	751( 2.0%)	695( 1.8%)	↘
10人-19人	2,130( 9.6%)	11人-20人	2,454( 6.6%)	2,416( 6.3%)	↑165
20人-35人	5,875(26.6%)	21人-30人	6,832(18.4%)	6,761(17.7%)	↘
		31人-40人	12,284(33.1%)	12,603(32.9%)	319
36人-45人	5,232(23.7%)	41人-50人	8,474(22.8%)	9,328(24.4%)	↘
46人-70人	6,589(29.8%)	51人-60人	3,393( 9.1%)	3,537( 9.2%)	↑949
		61人-70人	1,469( 4.0%)	1,420( 3.7%)	↘
71人-99人	1,295( 5.9%)	71人-100人	1,103( 3.0%)	1,191( 3.1%)	↘
100人以上	322( 1.5%)	101人-150人	223( 0.6%)	239( 0.6%)	↑68
		151人以上	111( 0.3%)	75( 0.2%)	↘
合計	22,096	合計	37,094	38,265	

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人～45人」規模の補助単価において設定されている。

#### ○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

子ども集団の規模の上限を超えて大規模化した学童保育では、「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」「気のあう数人の子どもだけで過ごす」「自分たちと交じらない子どもを冷やかす」「事故やケガが増える」などの現象が起こります。また、指導員の目が全体に行きとどかなかつたり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「一斉に行う活動を中心に生活を組み立てることになりがち」「遊びや活動を制限せざるを得ない」「大人の都合が優先され、保育の行事化・プログラム化が起こりがちで、子ども一人ひとりがやりたいことを実現できない」など、「子どもの権利条約」の理念にもとづいた保育ではなく、管理的な保育になりがちで、子どもに深刻な影響を与えています。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、子ども・指導員・保護者がともに行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を、「生活づくり」と呼んで大切にしています。しかし、大規模な学童保育では、「生活づくり」を実現することは困難です。

国民生活センターは2008年度に「学童保育の安全に関する調査研究」を行い、2009年に報告書を出しています。そこでは、「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出会い頭の事故やケガ、トラブルが多く発生していること」「指導員がヒヤリ・ハットを把握する余裕がない状況も生まれていること」「児童数の多い施設で発生したケガ・事故は治療が長引く傾向にある」ことなどが指摘されました。

#### ○ 国の基準では、「支援の単位」は「おおむね40人以下」と定められました

国の基準では、学童保育の基礎的な単位である「支援の単位」は、「専用区画（子ども一人につきおおむね1.65平方メートル以上の広さ）」と「専任職員（2人以上）」と「一定の規模の児童数（おおむね40人以下）」であることが定められています。おおむね40人以下とされたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」より）という理由があります。

#### ○ 全国学童保育連絡協議会はずぎのように提言しています

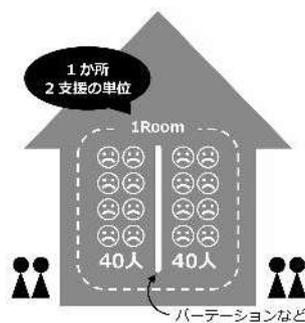
全国学童保育連絡協議会では、子ども集団の規模の上限を超えて大規模化した学童保育を分割し、複数の「支援の単位」を置く場合や学童保育を新設する際には、次の要件を満たすことが必要と考え、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

- ア、生活をおくるうえでの基礎的な単位(生活集団)が、継続的に分けられていること
- イ、基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
- ウ、子どもの保育に責任を持つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること

## ○「条例基準」にもとづいた分割と、分割せずに大規模化を容認とに両極化

子ども集団の規模の上限を超えて、大規模化した学童保育を「おおむね40人以下」に分割すると、1つの学童保育のなかに複数の「支援の単位」ができます。2015年以降、年々、「支援の単位」数が増えていることは、市町村が条例にもとづいて学童保育を新設したり、大規模化した学童保育を分割したりしたことの反映だと考えられます。

しかし、「省令基準」が参酌基準（参考にしたうえで地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの）であることもあって、大規模化した現状を追認していたり、「条例基準」に経過措置を設けて容認したりしている市町村もあります。自治体が少子化と人口減少、自治体の財政難、公共施設の再編の動きがあることを理由に、新たな施設整備をせず、供給が需要に追いついていません。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいな現状も見られます。



大規模化の容認やあいまいな分割では、「運営指針」の趣旨がいかされず、学童保育の役割を果たすことができません。

## ○ 出席した子どもの保育のみが指導員の仕事ではありません

学童保育では、その日、出席している子どもだけではなく、欠席した子ども、欠席しがちになっている子どもも含めて、生活の連続性を考えて日々の「生活づくり」を行っています。全国連協では、このことを学童保育の「生活づくり」には欠かせない視点として訴えつづけてきました。コロナ禍における2020年の学校「臨時休業」時には、学童保育の利用を自粛していた子どもや家庭を支えるため、学童保育の現場ではさまざまなかわり、努力、工夫がされてきました。

## ○ 子ども集団の規模をさらに小さくすることが必要です

1970年代後半には、現場から「子どもの人数が50人を超える大規模学童保育」には大きな課題があること、子どもたちの生活に影響があることが発信され、改善を求める運動を続けてきました。

しかし、2007年に国がつくったガイドラインに「おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、一放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」と示されたこともあって、行政や運営に携わる人々のなかに、「70人までならいい」という認識が広がった地域もありました。

一方、2007年度に国が「2010年度には71人以上の学童保育への補助金を廃止する」という方針を出したこともあって、2010年度までは、「71人以上」の学童保育の分割が一定進みました。この背景には、各地の学童保育関係者が行政に大規模の改善を求める要望を届けたこと、さまざまな努力を重ねて実際に分割に踏み切ってきたことがあります。

ところが、71人以上の学童保育への補助金はその後も継続されることになったこと、自治体が施設整備に消極的なこともあって、再び大規模学童保育は増えはじめ、「子どもが安全に安心して生活できる『集団の規模の上限』を守る」という考えが十分に守られない状況が再び広がりました。実際に、全国連協の調査によると、50人以上の学童保育の数は2012年以降、少しずつ増えつづけています。

小学校における35人学級の実現に向けて、2022年度から5年間かけて計画的に学級編制の児童数が引き下げられています。子どもが長時間を過ごす継続した「生活の場」である学童保育でも、子ども同士の関係性の構築、安全性の確保や事故防止のために、そして、感染症拡大防止の観点からも、これまで「おおむね40人以下」と示されていた集団の規模をさらに小さくする必要があります。

## 調査結果 4 学童保育の待機児童数は、1万6,476人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数（ ）内は%

	2014年	2022年	2023年	2024年	2025年
把握している	1258(78.1)	1,507(92.6)	1,526(93.5)	1,541(94.5)	1,556(95.3)
待機児童がいない	942(58.5)	1,130(69.4)	1,135(69.5)	1,155(70.8)	1,167(71.5)
待機児童がいる	316(19.6)	377(23.2)	391(24.0)	386(23.7)	389(23.8)
待機児童数	9,115人	15,506人	16,772人	17,737人	16,476人
把握していない	307(19.0)	113( 6.9)	103( 6.3)	87( 5.3)	74( 4.5)
未回答	46( 2.9)	8( 0.5)	3( 0.2)	3( 0.2)	2( 0.1)
合計	1,611	1,628	1,632	1,631	1,632

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万6,476人でした。

2015年、国が学童保育の集団の規模や定員などについての基準を定めましたが、入所に制限を設けていない学童保育や市町村もあり、この場合、「待機児童」は「ゼロ」と数えられます。「省令基準」では、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」(第10条の4)と定められたものの、一の支援の単位あたりの児童数が非常に多い大規模な学童保育を追認する、あるいは「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。第21条の11)を市町村が行うことになりましたが、情報収集の具体的な方法などは定められていません。

学童保育の入所申し込みの方法などはさまざまです。公営や一部の民営の学童保育では市町村が申し込みを集約しますが、それ以外の学童保育では運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が正確に実態を把握できていないことも推測されます。市町村のなかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていないところもあります。

### ○ 「待機児童ゼロ」＝「学童保育が充足している」とはかぎりません

「待機児童ゼロ」が必ずしも、「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。市町村のなかには、「受入児童数拡大」による受け入れのほか、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用し、「待機児童ゼロ」としている場合もあります。目的が異なる事業では学童保育の役割を果たすことはできません。

### ○ 地域に学童保育がなければ、申し込みもできません

- ① 学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が109市町村あります。

市区町村数	792市	743町	183村	23特別区	1,741市町村
学童保育のある市区町村数	790市	691町	129村	22特別区	1,632市町村

- ② 小学校区に学童保育がないところが1,980校区あります(小学校区数の10.5%。文部科学省学校調査/令和7年度)。「子どもの少ない地域では、希望者自治体のバスなどを活用して、校区を問わず学童保育を利用しているので、未設置ではない」という解釈の自治体もありますし、国も「放課後児童クラブ送迎支援事業」「放課後児童クラブ利用調整支援事業」を予算化していますが、学童保育は、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。学校の友達と一緒に通えるなど、日常的に仲間とかかわれることが学童保育に通いつづけるうえでの大きな要素となりますし、学区域を超えることは子どもにとって負担になる場合があります。
- ③ 国は待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」政策を進めてきましたが、2025年度から「質の高い保育の確保・充実を」をはじめとした政策に転換しました。保育所等を卒所した子どもが、小学校に入学する際に必要とするのは学童保育です。

## 調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数 (政令市・中核市を含む)

	都道府県	学童保育のある市区町数	学童保育のか所数		学童保育の「支援の単位」数		公立小学校・義務教育学校数	未設置校区数	入所児童数		1年生～3年生*の入所割合 (%)	児童数71人以上の「支援の単位」数 (%)	待機児童数 (人)	待機児の割合 (%)	
			前年比	前年比	前年比	前年比			(人)	前年比					
1	北海道	164	1,001	▲ 8	1,404	7	946	▲ 8	173	63,354	1,069	47.1%	170 (12.1%)	343	0.5%
2	青森県	35	269	▲ 1	398	6	243	▲ 5	41	17,638	229	53.6%	38 (9.5%)	36	0.2%
3	岩手県	32	332	3	444	6	260	▲ 7	27	16,560	307	48.7%	10 (2.3%)	189	1.1%
4	宮城県	34	520	▲ 4	845	2	356	0	16	33,870	611	51.3%	21 (2.5%)	344	1.0%
5	秋田県	25	239	▲ 1	314	6	170	▲ 5	16	11,804	▲ 112	52.5%	18 (5.7%)	73	0.6%
6	山形県	34	327	3	423	4	224	0	24	17,399	408	58.7%	11 (2.6%)	63	0.4%
7	福島県	52	489	6	724	18	382	0	36	27,893	462	51.4%	15 (2.1%)	361	1.3%
8	茨城県	44	639	▲ 12	1,219	10	450	3	21	47,894	1,044	51.4%	41 (3.4%)	121	0.3%
9	栃木県	25	573	▲ 16	862	10	336	0	27	30,896	545	50.3%	8 (0.9%)	122	0.4%
10	群馬県	34	566	7	724	14	301	0	13	27,994	1,002	38.7%	26 (3.6%)	11	0.0%
11	埼玉県	63	1,492	11	2,174	65	791	▲ 5	8	85,799	2,869	39.6%	43 (2.0%)	1,675	1.9%
12	千葉県	54	1,110	21	1,853	52	760	9	17	77,390	3,596	42.6%	72 (3.9%)	1,105	1.4%
13	東京都	56	2,021	125	3,295	304	1,326	57	85	144,789	11,071	42.9%	249 (7.6%)	3,170	2.1%
14	神奈川県	33	1,093	▲ 5	1,760	64	882	31	173	65,775	3,443	25.3%	20 (1.1%)	947	1.4%
15	新潟県	29	463	11	795	34	426	▲ 5	34	31,331	922	55.4%	44 (5.5%)	50	0.2%
16	富山県	15	298	8	317	8	176	1	12	14,170	538	55.0%	31 (9.8%)	112	0.8%
17	石川県	18	308	11	375	16	200	▲ 2	14	16,787	288	52.8%	34 (9.1%)	22	0.1%
18	福井県	17	251	▲ 1	320	0	189	▲ 1	16	11,432	304	54.5%	13 (4.1%)	0	0.0%
19	山梨県	24	207	1	287	8	176	5	10	12,063	112	52.2%	31 (10.8%)	20	0.2%
20	長野県	67	397	▲ 5	564	17	360	7	35	32,656	1,368	49.2%	150 (26.6%)	34	0.1%
21	岐阜県	40	336	1	592	12	346	2	33	19,770	1,182	36.0%	8 (1.4%)	152	0.8%
22	静岡県	35	768	15	1,073	32	483	4	33	38,132	575	39.9%	24 (2.2%)	490	1.3%
23	愛知県	54	1,222	23	1,799	60	967	6	110	68,640	2,673	27.7%	56 (3.1%)	765	1.1%
24	三重県	29	433	7	536	10	361	1	46	20,683	433	38.8%	11 (2.1%)	84	0.4%
25	滋賀県	19	355	12	611	29	221	1	20	22,194	1,250	45.3%	6 (1.0%)	84	0.4%
26	京都府	26	458	10	801	21	368	10	22	33,911	946	46.8%	33 (4.1%)	118	0.3%
27	大阪府	43	947	▲ 4	1,973	76	990	18	152	78,551	2,412	32.0%	13 (0.7%)	563	0.7%
28	兵庫県	41	939	3	1,667	20	735	8	33	63,224	1,513	40.3%	32 (1.9%)	1,448	2.2%
29	奈良県	38	270	▲ 4	431	8	195	8	2	19,274	803	47.0%	41 (9.5%)	97	0.5%
30	和歌山県	29	190	▲ 13	288	0	236	0	55	10,307	431	40.9%	5 (1.7%)	63	0.6%
31	鳥取県	17	198	1	223	2	118	1	6	8,874	166	54.0%	4 (1.8%)	51	0.6%
32	島根県	16	262	▲ 3	305	6	190	▲ 6	26	9,876	68	53.8%	4 (1.3%)	75	0.8%
33	岡山県	26	394	8	739	27	367	▲ 3	25	26,622	926	46.2%	12 (1.6%)	59	0.2%
34	広島県	22	607	4	947	13	462	9	31	37,562	1,170	45.1%	36 (3.8%)	183	0.5%
35	山口県	18	297	1	489	10	285	▲ 5	23	16,173	367	47.1%	11 (2.2%)	294	1.8%
36	徳島県	19	154	▲ 15	217	2	182	3	31	8,172	▲ 107	41.2%	5 (2.3%)	86	1.0%
37	香川県	15	221	10	338	9	159	2	13	13,402	601	47.5%	9 (2.7%)	271	2.0%
38	愛媛県	20	238	0	383	6	272	▲ 4	61	15,223	140	43.5%	22 (5.7%)	386	2.5%
39	高知県	20	166	45	188	2	222	1	83	7,572	41	45.4%	4 (2.1%)	221	2.8%
40	福岡県	59	767	3	1,780	87	708	▲ 2	29	71,879	3,166	44.4%	39 (2.2%)	429	0.6%
41	佐賀県	19	284	11	364	14	163	▲ 2	5	12,763	259	49.8%	7 (1.9%)	229	1.8%
42	長崎県	21	420	6	531	7	313	4	68	20,438	503	47.1%	13 (2.4%)	48	0.2%
43	熊本県	41	437	22	594	11	330	0	29	22,492	622	42.8%	18 (3.0%)	114	0.5%
44	大分県	18	305	▲ 1	427	10	255	▲ 6	17	15,846	111	48.4%	7 (1.6%)	64	0.4%
45	宮崎県	22	299	4	398	13	235	1	50	14,242	530	45.9%	15 (3.8%)	372	2.5%
46	鹿児島県	41	662	10	734	11	488	▲ 1	121	27,186	808	51.1%	23 (3.1%)	133	0.5%
47	沖縄県	29	632	10	740	22	263	5	58	27,270	983	45.8%	2 (0.3%)	799	2.8%
		1,632	24,856	320	38,265	1,171	18,868	130	1,980	1,517,772	52,648	41.7%	1,505 (3.9%)	16,476	1.1%

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校・義務教育学校数は文部科学省の2025年5月1日の調査結果による。

\* 公立小学校・義務教育学校(前期)児童数のうち、1年生～3年生の入所割合

## 調査結果6 学童保育はどこが運営しているか（運営主体）

運営主体（38,265「支援の単位」の内訳）

運営主体	支援の単位	割合	前年比	委託	補助	補助無	代行
公営	9,379	24.5%	▲259(97.3%)	-	-	-	-
公社・社会福祉協議会	3,717	9.7%	▲20(99.5%)	1,811	63	-	1,843
地域運営委員会	3,490	9.1%	▲240(93.6%)	2,178	1,043	-	269
保護者会・父母会	999	2.6%	▲43(95.9%)	581	348	6	64
NPO法人	3,968	10.4%	158(104.1%)	2,154	892	23	899
民間企業	7,989	20.9%	1,285(119.2%)	5,511	879	80	1,519
その他法人等	8,723	22.8%	290(103.4%)	4,493	2,552	125	1,553

\* 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない

\* 「公社」とは、地方公社をさす（地方自治体が出資してつくられた団体を含む）

\* 「地域運営委員会」とは、地域の役職者の人々（学校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の保護者会・父母会の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織をさす

\* 「その他法人等」の内訳は、私立保育園(1,306)、保育園をのぞく社会福祉法人(3,573)、学校法人(750)、協同組合(363)、個人事業主(302)、その他(2,429)

### ○「運営主体」は多岐にわたる……全体に占める割合として民間企業運営が大幅に増加

全体に占める割合として、公営と公社・社会福祉協議会、地域運営委員会、保護者会・父母会による運営が減少し、NPO法人、民間企業、その他法人による運営が増えています。

児童福祉法には、「市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる（第34条の8）」「国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる（第34条の8②）」と定められています。「子ども・子育て支援新制度」（2015年度施行）そのものが新成長戦略の一環であることから、運営主体に制約はなく、民間企業も運営に参入することができます<sup>1</sup>。「市町村以外の者」が事業を行う学童保育の多くは、市町村からの「委託」「代行」によって、あるいは「補助」を受けるなどして運営されています。

### ○「運営形態」もさまざま

- ・公営（直営） 市町村が学童保育を直接実施することを言います。市町村が施設を確保し、職員を雇用して（公務員）、運営にかかる費用を支出して、運営を直接行うことです。
- ・委託 市町村が実施する責任を持つ事業を、契約にもとづいてほかの事業者へ依頼して運営する形態です。委託内容、委託費項目とその額などはさまざまなのが実情です。
- ・補助 市町村以外の者が行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出す（行政用語で、助成金・補助金という）ことです。
- ・代行 市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体（民間企業も含む）に行わせることです。代行させる団体を「指定管理者」と言います<sup>2</sup>。
- ・自主運営 保護者と指導員の協力で、保育料や事業活動などによって運営費をまかなっている「自主運営」の学童保育もあります。

### ○しかし、「実施主体」はあくまでも市町村

2015年度施行の「子ども・子育て支援法」で、学童保育は、各市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられました（第59条5）。また児童福祉法では、市町村は、国の基準を参酌して最低基準となる条例を定め、遵守することとされています。運営主体がいずれであろうとも、実施主体である市町村が、この事業の公共性・公務性を重視し、公的責任のもとに事業を実施することが必要です。

なかには、「市町村は委託先の保育内容を指導したり、職員の人事に関与したりする立場にない」と認識しているところもありますが、これは誤った認識です。ある市町村では、これまで公営で運営していて、新設の

<sup>1</sup> 厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しませんので、今回の調査結果には含んでいません。

<sup>2</sup> 指定管理者制度とは、「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに運営者の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

学童保育は民間委託とする方針を持つなかでも、保育の質を保障し、事業の水準を保つ立場から、委託先についても現場を熟知している地方公務員の指導員が、保育観察を行い、職員からの相談も受けています。

企業参入の移行時に「民間に任せれば効率的になってサービスの質が上がる」と強調されることがあります。実際に、「公営の学童保育の終了時刻は18時であるが、委託先は19時まで延長する」「保護者の負担軽減のため、保護者会をつくらない」など、あえて差別化することで、民間委託を促進した市町村があります。「保育内容は企業秘密」との考え方のもと、それぞれの現場での指導員の子どもとのかかわりを、職場を超えて交流することを禁止しているところもあります。

企業に委託された結果、事業予算（それまではすべて学童保育運営に使われてきた）の一部を企業に還元（株主配当など）するために、人件費が削減されるなどの影響が出ることが少なからずあります。企業が参入しても利益が得られなければ、サービスの質（この場合は保育の質）あるいは労働者（この場合は指導員）の待遇が悪化するか、もしくは早々に運営から撤退することもあり得ます。

## ○ 「子ども・子育て支援新制度」が施行される前の2014年度と比較してみると

学童保育の運営主体（2014年は、か所数、2023年以降は「支援の単位」数。増減は前年比）

運営主体	2014年	2023年	2024年	2025年
公営	8,461(38.3)	9,974(27.6)・184減	9,638(26.0)・336減	9,379(24.5)・259減
社会福祉協議会	2,287(10.4)	3,646(10.1)・41減	3,737(10.1)・91増	3,717(9.7)・20減
地域運営委員会	3,922(17.7)	3,786(10.5)・99減	3,730(10.1)・56減	3,490(9.1)・240減
保護者会・父母会	1,471(6.7)	1,092(3.0)・42減	1,042(2.8)・50減	999(2.6)・43減
NPO法人	1,565(7.0)	3,700(10.3)・75減	3,810(10.3)・110増	3,968(10.4)・158増
民間企業	508(2.3)	5,578(15.5)・795増	6,704(18.1)・1,126増	7,989(20.9)・1,285増
その他法人等	3,882(17.6)	8,318(23.0)・403増	8,433(22.7)・115増	8,823(22.8)・290増
合計	22,096	36,094	37,094	38,265

公的事業をアウトソーシングする流れのなかで、公営の学童保育の民間委託、民営化、指定管理者制度の導入がすすんでいます。会計年度任用職員制度も、民間委託、民営化に拍車をかけました。さらに、自治体の包括的な行政サービスの委託など、学童保育の趣旨や理念とはまったく異なる考え方にもとづいて、企業に運営を任せる市町村も出てきています。そのほかに、地域運営委員会や保護者会・父母会運営の学童保育が、企業による運営に切り替えるところも出てきています。

## ○ 運営主体の変更、そのとき子どもは？ 引き継ぎは？

継続的・安定的な運営、運営の格差是正をめざして、あるいは、運営面に問題（子どもの権利の侵害、保護者や指導員の人権への配慮が不十分、補助金や保育料の管理が不適切など）があり、行政の指導などによっても改善が見られない場合、行政が関与して運営主体を変更することがあります。ただし、ここ数年の全国的な動向を見ていると、上記以外の理由での、運営主体の変更の動きが顕著です。

運営主体の変更の際には、「実施主体である市町村の公的責任を明確にしておくこと」「委託契約書以外にもこれまでの保育内容を継続できるような『業務仕様書』を策定すること」「運営者の選定委員会に保護者などの当事者参加を保障させること」「業務の引き継ぎに十分な期間を保障させること」「1年間をかけて新旧の指導員（一部の指導員のみならず、パート職員も含めて）がともに子どもとのかかわり、子ども自身が先の見通しを持てるような『引き継ぎ保育』を行うこと」などがが必要です。

しかし、現場では運営主体の変更後、衛生管理を理由に、おやつに果物や手づくりおやつなどを提供できなくなる、「安全」を理由に、外遊びや地域の公園に行くこと、遠足やキャンプなどの施設外保育の実施を制限するなどの実態も報告されています。また、保護者会行事への指導員の出席を制限する、運営主体の判断によって保護者との共同行事や保護者会・父母会を存続できなくなることなども起きています。

こども基本法（2023年4月1日施行）の第11条には、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と定められており、この法律の趣旨を生かしていく必要があります。

## 調査結果 7 学童保育はどこで実施されているか（開設場所）

開設場所（38,265「支援の単位」の内訳）

開設場所	支援の単位	割合	前年比	備考
学校施設内	21,789	56.9%	742(103.5%)	内訳は、余裕教室活用(8,134) 学校敷地内の独立専用施設(9,743) 校舎内の学童保育専用室(2,643) その他の学校施設を利用(1,269)
学童保育専用施設	3,197	8.4%	317(111.0%)	学校外に公的に設置された独立専用施設
児童館内	3,283	8.6%	▲102( 97.0%)	児童館・児童センター内の専用室
その他の公的施設	2,050	5.4%	▲97( 95.5%)	公民館内(452)、公立保育園内(105)、公立幼稚園内(162)、公立認定こども園内(37)、その他の公的な施設内(1,294)
法人等の施設	2,806	7.3%	99(103.7%)	私立保育園や私立幼稚園、私立認定こども園、社会福祉法人の施設内
民家・アパート	2,142	5.6%	53(102.5%)	借家・アパートなど
店舗・事務所等	1,705	4.5%	258(117.8%)	
その他	1,293	3.4%	▲99( 92.9%)	自治会集会所・寺社など

\* 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

### ○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

開設場所は、余裕教室活用が増えており、学校施設内が全体の半数を越えています。地域にある公共施設も活用され、全体として8割近くの学童保育が公的施設で実施されています。保護者などに施設の確保が委ねられている場合、民家・アパートを借用することがあります。

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢や発達が異なる活動的な子どもが共に過ごす生活の場であることから、それにふさわしい広さや環境が必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるよう、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

### ○ 国は「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針

国はこれまで、「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針であることを示してきました。

2025年12月26日には、2023年、2025年に発出されたパッケージに続いて、通知「『放課後児童対策パッケージ2026』について」<sup>3</sup>が発出されました。「パッケージ2026のポイント」には、「女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする」「普通教室のタイムシェアを含めた、学校施設等の既存施設の活用を、より一層推進する」があげられています。そして、「中長期的な視点に立つと、新たな施設整備は維持することへの負担が想定される」として、「特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）を積極的に検討する必要がある」としています。

現場からはつぎのような「タイムシェア」の実態が寄せられています。「利用する教室が、授業を行っている普通教室と隣接していることも多く、子どもたちが静かに過ごさなければならないなど、生活内容を制限せざるを得ない」「特別教室を活用した場合、子どもがふれてはいけない展示物や書籍があるなかでの生活を強いられる（室内での生活内容に制限が増える）」「教室の使用が授業の五時間目以降とされている場合もあり、教室にマットや畳を敷いたり、机や遊び道具を運びこんだりして活用できるようになるまで、子どもが部屋の前で待たざるを得ない」。今回の調査でははじめて、「余裕教室以外の学校施設」で開設している場合の「特別教室等の一時的な利用（タイムシェア）」による運営の有無について調査しました。

「特別教室等の一時的な利用（タイムシェア）」による運営の有無  
（「余裕教室以外の学校施設で開設している」と回答した318市町村の内訳）

タイムシェアによる運営をしている	151市町村
タイムシェアによる運営をしていない	167市町村

<sup>3</sup> こども家庭庁育成局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長連名通知

## 子どもの放課後・地域生活を考える

### ○ 子どもにとって放課後・地域生活とは

子どもにとって放課後とはどのような時空間なのか、また、その時間を支える大人（保育者や保護者、地域の方々）が大切にしたい視点とはなにか、学童保育が「生活の場」であるためにながら必要か。全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、これまで折にふれ、子どもにとっての放課後とはどのようなものかをたしかめあってきました。2022年11月に全国連協が発表した「学童保育で子どもたちに豊かな放課後を～公的責任で学童保育の施策拡充を求める提言～」では、つぎのようにまとめています。

—— 子どもの育ちには、子どもや家庭の実態と願いに応じた、地域の住民や文化との多様で豊かなかかわり、施設や事業が求められます。学童保育はこれまで、地域のさまざまな場所や施設、たとえば、地域の児童館や児童遊園、図書館や公民館などの社会教育施設などを活用することを通じて、豊かな活動を行ってきました。子どもの生活が、学童保育の施設内や学校内で完結することなく、地域に根ざしていることが日常であるとともに、それぞれの施設や事業内容、取り組みの役割や理念をお互いに尊重しながら、連携できるよう、施策に当事者の声を反映させることが必要です。

地域には、子ども文庫（家庭文庫・地域文庫）、子ども劇場・おやこ劇場、子どもまつり、青空学校、子ども会、スポーツ少年団、プレーパーク、子ども食堂、学習支援の取り組みなど、さまざまな取り組みがあり、学童保育の子ども・保護者・指導員もそれぞれにかかわってきました。

子どもが育っていくうえでは、子どもにかかわるさまざまな事業や施設、それぞれの取り組みの役割や理念をお互いに尊重しながら、連携し、子どもが安心して豊かに育ちあえる地域社会でありたいと願っています。

### ○ 「保護者が働いている子ども」にとって放課後・地域生活とは

労働等の理由により昼間、家庭にいない保護者たちは、「小学校に入学した子どもに豊かな放課後を過ごさせたい」「安心して働きつづけたい」と願い、学童保育は生まれました。全国連協は、子ども・指導員・保護者がともに行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を「生活づくり」と呼んで大切にしています。

いまでは社会全体で、「子どもの意見表明権」「子どもの声を聴く」ことの大切さがうたわれるようになりました。しかし、なかには、「子ども会議を開催したり、目安箱を設けて、意見表明の機会をつくっている」「意見は聴くが、その意見を受けとめたり、応答したりすることはしていない」「子どもの希望をすべて受け入れることかと考えていた」と表面的な理解にとどまっている実態も寄せられています。

学童保育ではかねてより、大人から子どもにわかりやすい言葉で生活の流れや見通しを伝え、子どもと一緒に考えたり、話しあうことを大切にしてきました。言葉だけでなく、子どもの声や顔色、仕草や表情、子どもの言葉にならない思いもくみとることも含めて考えてきました。「保護者が働いている子ども」にとっての放課後・地域生活はどのような時空間なのか、学童保育はどのような場でありたいか、3つの視点から説明します。

#### ① 子どもが主体者として自らの生活をつくる

放課後や学校休業日の生活は、子どもが自らの過ごし方を考え、決定していくことのできる時空間であり、子どもの成長・発達に欠かせない大切な時間です。子どもは学童保育での生活のなかであそびを楽しみ、いろいろな発見をしたり、人間関係を育んだりして、成長していきます。学童保育で子どもが主体的にあそべるよう、指導員は、専門的な力量を備え、子ども一人ひとりの思いに気づき、受けとめられるよう努力することが必要です。

「生活をともにする」とは、「子どもたちを楽しませる」のみならず、さびしさ、怒り、悔しさ、悲しみなどの感情を受けとめることでもあります。何気ない日常を過ごすなかには、一見“無駄”に見えるようなこともあります。ときには子どもの心の動き出しをそばに寄り添いながら黙って待つ、失敗や間違いなども受けとめる雰囲気をつくりながら、見守る・求められたときに応える、言葉にならない思いを読み解きながら代弁する・橋渡しするというかかわりも求められます。

#### ② 子どもたちはかかわりあって育つ

学童保育では、1年生から6年生までの年齢の異なる子どもが多く時間を集団で過ごしていま

す。身体や心の成長や発達、知識や言葉の習熟度も異なりますし、ときには意見の相違やぶつかりあいなど、子ども同士、指導員と子どものさまざまなかかわりがあります。最近では、「けんかをしない」「言い争いをしない」など、他者に極力立ち入らないように萎縮してしまいがちな様子や「本音が言えない」「『助けて』と言えない」など弱みを見せられない子どもの生きづらさが語られることがあります。

指導員には、日々の生活をともにしながら子どもたちがお互いをわかりあえるように、子どもの気持ちを代弁したり、励ましたりして子ども同士をつないでいくことや、子どもの事実や思いを子どもたちとともに考えていくことが必要です。その際、指導員は、一方的に指示をしたり命令をしたりして管理するのではなく、子どもの気持ちや状態を考えて言葉を選ぶ、タイミングを見計らうなど、知識や経験に裏づけられた瞬時の判断とかがかりが必要です。これらの指導・かかわりが成り立つためにも、あそびや生活のなかで、「自分自身を大切にすること」「他者を大切にすること」「自分らしく生きること（「いやだ」と言うことも含めて）」を子どもたちに伝えてきました。

実際にあそびや生活のなかで、「からかう」など、ともに生活をする仲間の尊厳を傷つけるような場面に出会ったとき、どのように接するか躊躇してしまったり、どのように切り出せばいいかわからず見過ごしてしまったりすることもあります。一人ひとりの子どもへの理解やかかわり、子どもの尊厳を守る、子どものお互いの権利侵害を未然に防止するという指導員の姿勢は、学童保育の場や雰囲気大きく作用します。指導員と子ども、子ども同士の安心できる関係は、子どもの意欲や主体的な生活の過ごし方につながります。

### ③ 保護者同士が交流し、つながる

働きながらの子育てで、ときにさまざまな悩みや不安で心が揺れ動くことがある保護者にとって、まずは、我が子が学童保育で受けとめられ、安心して生活しているということが、大きな安心と支えにつながります。

学童保育には、「保護者の子育てをはげまし、ともに育てる」という役割があります。その第一歩として、指導員は、おたより、連絡帳、保護者会、お迎え時の会話など、さまざまな機会を通じて学童保育で過ごす子どもたちの様子を保護者に伝えます。保護者は、我が子だけでなく、我が子といっしょに育つ子どもたちの様子を知ることによって、「子どもは仲間とのかかわりやさまざまな経験を通して成長していくこと」「子どもは自らの力で育つこと」を実感することができます。学童保育に子どもを通わせる者同士、子育てを交流し、つながりながら、子育てを支えあう関係が生まれます。

さまざま職業に就いていて、それぞれに自分の得意なことがある保護者たちのつながりは、やがて、地域のまちづくりに発展していく可能性を持っています。

## ○ 子どもが「ここは自分の居場所」と実感できるために

子どもが「ここは自分の居場所」と実感できるためには、“子ども集団の規模”【調査結果3参照】“指導員の存在・かかわり”が大切な要素です。

全国連協は、会の発足以来、指導員は専門的な知識や技能を備えることが必要な職であるとして、国家資格化とそれに伴う処遇を求めています。

「資格」を得ることは、それを得た者に対して、なんらかの利益を生じさせる側面がある一方、対象となる人たちに大きな責務を負うことでもあります（学童保育では、子ども・保護者に対する責務）。同時に、「資格を取得することは学童保育で仕事をするうえでのあくまで入り口である」「指導員の資質と力量を高めるためには自己研鑽と現任研修が必要である」と考えています。

全国連協は、1999年に指導員自らの言葉で、『テキスト 指導員の仕事』をまとめ、以降、そのときどきの状況に応じて複数回、資料の追加・差し替えを含めた改訂を行ってきました（現在は、『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』として刊行）。指導員が専門的な知識や技能を備えていることの“ものさし”ともなる資格、担う仕事について考えるにあたって、保護者と指導員が協力・共同してつくる連絡協議会において、議論を重ねてきました。

学童保育を発展させてきた原動力は、学童保育を自らの生活のよりどころとしている子ども、「我が子にとって、学童保育があってよかった」という保護者の思いと、「専門職としていい仕事をしたい」という指導員の願いです。

## 学童保育指導員の資格と力量形成について考える …「放課後児童支援員」の資格創設から10年

### ○ 放課後児童支援員の基礎資格と資格を付与するための研修

放課後児童支援員の資格は、保育士や社会福祉士、教諭などの有資格者、大学で一定の決められた課程を履修した者、高等学校卒業以上で2年以上児童福祉事業に従事した者などの9項目（2018年4月より「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」も基礎資格として追加され10項目）のいずれかに該当する者が、都道府県（2019年4月から政令市、2020年4月から中核市も実施できることになった）が実施する16科目24時間の「放課後児童支援員認定資格研修」（以下「認定資格研修」）を受講し、修了することを通じて、放課後児童健全育成事業の専門領域を体系的に学ぶことで付与されます。子どもの発達についての理解や、子どもとかわる際に不可欠な倫理観はもとより、小学生の放課後の生活とあそびの重要性、指導員のかかわりなど、学童保育に固有の知識や技能が必要であることを国が認めたことは大きな意義がありました。

#### [基礎資格]

- 1号：保育士の資格を有する者
- 2号：社会福祉士の資格を有する者
- 3号：高等学校卒業生であり、2年以上児童福祉事業に従事した者
- 4号：教員免許状を有する者
- 5号：大学で一定の決められた課程を履修し、卒業した者
- 6号：大学で一定の決められた課程において優秀な成績で単位を修得し、大学院への入学を認められた者
- 7号：大学院で一定の決められた課程を履修し、卒業した者
- 8号：外国の大学で一定の決められた課程を履修し、卒業した者
- 9号：高等学校卒業生等であり、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 10号：5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

#### [16科目24時間の「放課後児童支援員認定資格研修」]

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携
- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応
- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

「認定資格研修」は、「都道府県等認定資格研修ガイドライン」（講義の内容を示すシラバスも明示）に基づいて実施されます。この研修の目的は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と「放課後児童クラブ運営指針」にもとづく放課後児童支援員の役割と育成支援の内容などについての共通理解を得ることです。

なお、「認定資格研修」では、保育士、教諭など、基礎資格等に応じて、研修科目の一部免除が

認められています。保育士は主に乳幼児、教諭は児童・生徒の主に学習面に関することを中心に学んでおり、小学生の放課後の生活やあそびについて、専門的に学ぶ機会はありません。また、科目の一部免除を利用した人のなかには、基礎資格取得から時間が経過している場合もあり、子どもの権利、体罰や威圧的な言動・態度などの施設内虐待、発達障害についての知識や情報が更新されていないことから、現場での保育に支障をきたしている実態もあります。

## ○ 有資格者の原則 2 名以上配置……市町村からは「人材確保に苦慮」の声

2015年に施行された国の基準では、「放課後児童支援員の資格を有する者を『支援の単位』ごとに開所している時間を通じて原則 2 名以上配置すること」が示されました。ただし、「その 1 人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」とされていましたし、5 年間の経過措置も設けられていました。これは、有資格者は 1 名でもよいとし、2020 年 3 月 31 日までは、「認定資格研修」を受講する前であっても、基礎要件のいずれかに該当していて「修了することを予定している者」を有資格者とみなすことを意味していました。

この経過措置は本来、十分な人数の現任の指導員が「認定資格研修」を受講し、その後、就労を継続することによって基準を満たすことを前提として設けられたものです。経過措置の終了時点で、十分な人数の指導員が放課後児童支援員となり、就労が継続できていれば、学校長期休業期間中の 1 日保育も含めて開所時間のすべてに有資格者を配置することができるはずでした。

しかし、経過措置期間中も、一部の市町村から「人手不足」「人材確保に苦慮している」との声があがり、その都度、国はその解消策を講じてきましたが、抜本的な解決には至りませんでした。国のとった方策はつぎのとおりです。

- 「従うべき基準」を「参酌基準」とし、2020 年 4 月 1 日からは市町村が国と異なる基準を定めることも可能とした。
- 国の基準の内容は変えず、「基礎資格を有する研修未受講者は参酌化施行後 3 年の見直しまでの間（2023 年 3 月 31 日まで）に研修修了を予定している者も、補助要綱上は放課後児童支援員とみなし、これまでと同様に補助」するとした。
- 2024 年 4 月 1 日からは、基礎要件のいずれかに該当していて、「① 研修計画を定める」「② 採用から 2 年以内に研修修了を予定している」という 2 つの要件を満たした場合は、「放課後児童支援員認定資格研修」を修了していない者も有資格者とみなすことを可能とした。

## ○ 放課後児童支援員認定資格研修の実施状況について

「認定資格研修」は開始当時、実施主体は都道府県とされ、民間団体等に事業の一部を委託することもできると定められました（2019 年から政令指定都市、2020 年から中核市が実施主体に加わっています）。全国連協では、2015 年から継続的に「認定資格研修」の実施状況を集約しています。学童保育連絡協議会と接点のない NPO 法人や一般社団法人、株式会社などが受託した地域では、研修内容が国の「都道府県認定資格研修ガイドライン」に示されたシラバスから逸脱していたり、適切に履修したことを確認できるようなレポートが修了評価で求められていないことがあることもわかっています。「認定資格研修」の実施主体である都道府県や市町村、そして受託した団体の学童保育に対する理解度が、研修の内容に大きく影響を与えています。

ある県では、当初は県と県の学童保育連絡協議会が共同で内容づくりをしてきたものの、途中から講師の選定にかかわれなくなったり、受託した団体の判断で複数教科を一人の講師が担当しているなどの実態も生じています。

国はこれまで、「放課後児童支援員」という全国共通の認定資格を付与するための研修であることをふまえて、講義内容や担当する講師等には「全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要」「当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定」していると述べてきました。

2025 年 11 月 27 日に開催されたこども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会（第 5 回）」では、「放課後児童クラブの『事業の質と職員の確保』への対応について」が議題にあげられました。このときの資料には、「放課後児童支援員認定資格研修」について、つぎの考えが示されています。

- 制度化されてから 10 年以上が経過し、形骸化しているとの指摘があるなかで、質を担保する方策を検討すべきではないか。
- 昨今の社会環境等を踏まえると追加削減する科目はあるか。

○受講者、主催者の負担を考慮した制度内容とするため、例えば一部科目についてオンラインでの受講を促す等の工夫を示すこととしてはどうか。

この議論を受けて、「放課後児童対策パッケージ2026」や国の令和8年度予算案では、「受講者と認定資格研修を実施する都道府県等の負担軽減のため、国がオンデマンド研修教材や修了テストを開発」するとの考えが示されています。

「放課後児童支援員の人材確保」は喫緊の課題です。課題の解決策を、「資格の取得方法を容易化する」方向に求める自治体も出てきています。これでは保育の質の確保そのものが困難になりますし、「子どもの命と安全を守る」という学童保育の役割を揺るがしかねません。

## ○ 非常勤職員が前提の体制から常勤職員の配置へ

国の放課後児童健全育成事業の運営費は、2016年度まで平日6時間勤務の非常勤職員3人分の賃金で計算されていましたが、2017年度からは、3人分のうち1人分が常勤職員の賃金で算出されるようになりました。国が指導員の処遇改善を目的に設けた「放課後児童支援員等処遇改善等事業」には、常勤職員に求められる業務内容が示されています。

また、2024年度からは、「現行の補助基準額に加え、常勤の有資格者を2名以上配置した場合」の補助基準額も創設されました。これは、「同じ放課後児童支援員が継続的に育成支援にあたることによって、利用する子どもの生活の安定をめざす」ことを目的とするものです。

## ○ 有資格者となった指導員が就労継続できるための制度の拡充を

こども家庭庁が2025年度に行った放課後児童クラブの実施状況調査では、放課後児童クラブに従事する職員の数は21万2,867人、そのうち「認定資格研修」を修了した数は、11万2,599人でした。

「認定資格研修」を修了して有資格者となった指導員が就労継続できるための制度の拡充が必要で、指導員の育成・定着に向けた方策として、指導員の処遇改善をすすめることが求められます。

## 学童保育指導員の資格と力量形成について考える ——人手不足の解消と保育の質の向上をめざして

### ○ 人手不足の解消は喫緊の課題

現場からは、「職員体制が整わず、また子ども集団の規模の上限を超えて、大規模化したなかで、子ども一人ひとりと十分にかかわれない」「人手不足でとにかく余裕がない」「職場のなかで、合意形成がむずかしい」などの声も届いています。「失敗が許されず、責任を問われる」「経験年数が長い人・声の大きい人に従わざるを得ない」「知識や情報が更新されず、これまでのやり方だけを踏襲する」などの声も聞かれ、離職する人も少なくありません。

離職者が多いこと、求人しても人が集まらないことの原因のひとつには、指導員に求められる職責の重さに対して処遇が低いことがあげられます。この背景には、多くの地域では、いまなお、指導員の仕事を「ただ、子どもを見ているだけ」「子どものいる時間帯だけの勤務でよい」との認識があることがあります。

国は、2015年度に「放課後児童支援員」の資格を創設したことに加えて、資質向上の継続的な研修を市町村が行うための国の補助金も予算化しました。また、2015年度以降は賃金改善や常勤配置のための「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、2017年度以降は経験年数や研修受講の実績に応じて処遇改善を図る「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を予算化しています。2022年度に「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」を予算化。2024年度には、「運営費における常勤職員配置の改善」のための補助基準額を創設しました。

しかし、全国的に見ると処遇改善はなかなかすすんでいません。2024年度に「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施している市町村は、学童保育を実施している市町村の3割弱、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施している市町村は、学童保育を実施している市町村の3割弱に留まっています。

全国各地の学童保育連絡協議会を通じて情報収集を行ったところ、指導員と保護者が長い時間をかけて指導員の仕事の中身をたしかめ、行政・議会の理解も得ながら、常勤職員としての雇用を確立してきた地域でも、月額給与を時給換算すると最低賃金に近い金額で働いていることがわかりました。

また、指導員が、「扶養の範囲で働きたいので、時給が上がるなら勤務時間数を削減する」「社会保険加入の対象とならないよう、勤務時間数を削減する」ことを希望している場合もあり、開所時間を通じて配置するために、多くの人数を雇用する必要が生じている現場もあります。このことが、結果として指導員全体の処遇改善につながらない実態もあります。

長年、多くの自治体や運営体が指導員募集の際の条件にある、「子どもが好きなら」「子育て経験があれば」という考え方をもとにした指導員の確保策では、この事業は成り立ちません。指導員の役割や仕事内容についての認識を変えないまま、働き方や処遇の改善に着手せずには、なり手がいないのは当然です。

### ○ そのほか、学童保育ならではの人手不足の要因は…

現場からは、つぎのような声が届いています。

- ・事前の説明や研修の機会が保障されておらず「なにをしていいかわからない」「自分が想像していた仕事と違う」と戸惑い、悩みを抱える
- ・保育記録を書くことや保育記録をもとに打ち合わせなどを活用したふり返り、申し送りが不十分なため、職場のなかで情報共有や合意形成がされにくい
- ・教員や保育士が資格取得にあたって、高等教育機関における養成課程で学ぶこととは異なり、学童保育の指導員は異なる専門性をもって従事している。職に就くまでに学んだこと、前職での働き方も含めてさまざまのため、子ども観、保育観が異なり、合意形成をさらにむずかしくしている実態がある
- ・職員集団の規模が小さいことも影響して、19時まで、20時までの遅い時間帯の勤務が毎日続くことが負担（とりわけ、子育て世代にとって）

## ○ 指導員の仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすために

全国連協は、指導員が自らの仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすためには、以下の諸条件が整えられる必要があると考え、これらが総合的に解決されることを国や自治体に要望しています。

- ◎指導員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかれること。
- ◎子どもとの安定的なかかわりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ◎指導員の勤務時間として、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ◎専任の指導員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ◎指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されること。

## ○ 学童保育指導員の力量形成について考える

子どもと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員が、専任・常勤・複数体制で配置され、就業継続することで経験を蓄積し、子どもと安定的にかかわれるようにするための条件整備と人材育成を基本とする方策が必要です。

人手不足の解消と保育の質の向上は、指導員の「専門職としていい仕事をしたい」という姿勢や心構えだけで実現できるものではありません。指導員の仕事についての社会的理解を広げ、学童保育と保育内容を充実・発展させていく担い手として根本的な解決を図る必要があります。ここでは、ふたつの視点から、指導員の力量形成について考えます

### 【記録とふりかえり】

指導員が、「子どもの行動、言葉、感情の動き」に加え、「かかわった事実」「感じたこと」など、日々のかかわり（保育実践）と様子を記録し、ふり返りつづけることは、子ども理解を深め、子どもとのかかわりに見通しを持つことにつながります。指導員には、その時々の場合に応じた適切な判断と対応が求められますが、子どものためによかれと思って対応したことで、逆に子どもを追いつけてしまったり、傷つけてしまったりすることも起こり得ます。「今日の〇〇さんは落ち着かない様子だった」「〇〇さんはどうしてあんなことを言った・したんだろう」「自分のかかわりはあれでよかったのだろうか」と指導員が揺らぎ、葛藤し、自問自答をくり返すこと、また、そのことを同僚と話しあうこと、子どもを理解しつづけようという姿勢は、毎日の継続した生活を保障していくことにつながります。子どもの様子や指導員のかかわりを“記録し、伝える”ことは、指導員の思いや意図をふり返り、子ども理解のみならず指導そのものを深めることにもつながりますし、そこから新しい気づきを得ることもあります。

### 【打ち合わせと職場づくり】

打ち合わせでは、子どもの欠席や早退の確認、その日の仕事分担、事務連絡のみならず、日々の記録を活用して、子どもをどのように理解するか、どのようにかかわるかを同僚と率直に話しあい、多面的・多角的な仮説を立てることが必要です。

また、指導員一人ひとりが社会人としての常識・規範を身につけていることを大前提に、「職場づくり」をしていくことが必要です。子どもの権利を守ることと同じように、大人同士の人権や尊厳が守られる必要があります。仲良し集団をつくることも異なります。指導員の一人ひとりの子どもへの理解やかかわりが学童保育の場や雰囲気大きく作用するように、指導員の関係性も学童保育の場や雰囲気大きく作用します。

それぞれの職場は、社会的経験が多様な指導員の集まりですので、異なる意見が出るのは当然のことです。お互いの違いを尊重して（まずは違うことを理解して）、「子どもにとって」という視点に絶えず立ち返って話しあいながら、子ども観、保育観についての相互理解を図り、同僚性を築いて、仕事をすすめていくことが大切で、そのためにも、民主的な職場づくり——すべての指導員が一つひとつの仕事（保育）についての意図や目的・役割を理解できるよう、手順が言語化・明確化されていること、記録をもとに対等・平等に発言ができる場（話しあい場）が設けられていること——が必要です。

ときには、職場を越えて、さまざまな話を聞き、意見を交わすことで知見を得ることも必要です。連絡協議会や指導員会など地域での指導員同士の経験や実践交流ができる場（＝組織）が職場づくりの大きなヒントや力になると考えます。

## 「子ども性暴力防止法」の施行に向けて

### ○ 「子ども性暴力防止法」とは

「子ども性暴力防止法」とは、2024年に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の通称です。学校、認可保育所や認定こども園、児童福祉施設などは義務対象（「学校設置者等」という）で、すべての事業者が法律で定める性暴力防止の取り組みの義務があります。

一方、学童保育、認可外保育所、学習塾などは認定対象（「民間教育保育等事業者」という）で、国の「認定」を受けた事業者が法律で定める性暴力防止の取り組みを行います（認定申請は任意）。

性犯罪前科の有無を確認する再犯対策のみならず、初犯対策・予防策を徹底するとし、「そのによる児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、教育、保育等の業務に従事させない」よう策を講じなければなりません。

\*「日本版DBS」とは、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みのことで、イギリスのDBS (Disclosure and Barring Service) を参考に、こども家庭庁発足前から創設に取り組んでいる制度です。

2024年9月、全国連協は、こども家庭庁成育局安全対策課につぎの点を伝えました。

- ・日本版DBSに寄せられる関心は高く、『子どもを守る』ための法整備を歓迎している。
- ・一方、学童保育の運営主体は、多岐にわたり、性犯罪歴という個人情報適切に扱うことができるのかという懸念もある。このことを理由に、民間企業への委託や指定管理者制度への移行が進むおそれもある。
- ・性犯罪歴という個人情報を扱うにあたって、実施主体である市町村の関与が必要ではないか。
- ・処遇改善の動きはあるものの、現場では人手不足の状況が続いていて、「スキマバイトアプリ」（履歴書の提出も採用時の面談もない）の利用もある。
- ・「放課後児童支援員」の資格には「認定の取消」という仕組みがあるものの、「認定の取消」を国が把握する仕組みにはなっていない点の改善が必要。

なお、こども家庭庁成育局安全対策課からは、性犯罪歴という個人情報を扱うにあたって、実施主体である市町村が関与するには、施行後3年（2029年）の法改正の必要があるという情報が得られました。

### ○ 「子ども性暴力防止法」の施行に向けて

[2025年4月 「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」（以下「横断指針」）

国は、教育・保育等を提供する場における従事者から児童に対する性暴力の防止策等の検討に当たって、業界横断的に活用できる事項を取りまとめました。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>

※この横断指針は、2026年1月9日に「子ども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定されたこと等を踏まえ、今後、改訂が行われる予定です。

[2025年4月～ こども性暴力防止法施行準備検討会]

こども家庭庁は、2026年12月25日の施行期日をめざして、「子ども性暴力防止法施行準備検討会」を設置し「再犯対策のみならず9割を占める初犯対策・予防策を徹底する」ことを含めて、「子ども性暴力防止法」の下位法令にあたるガイドラインの策定を検討してきました。

2025年7月22日、第5回検討会が行われ、関係団体を対象としたヒアリングが実施され、全国連協は、とくに伝えたいこととして、つぎの6点をあげました。

- いまなお、多くの地域では、指導員に求められる職責の重さに対して処遇が低く、そのため、離職者も多く、求人しても人が集まらないなど、なり手不足も深刻。短時間勤務の指導員だけでは、継続的に子どもとかわり、責任を持って保育を行うことが困難になる。学童保育の生活のなかでは、安全の確保を必要とする場面（事故・ケガ対応や不審者の侵

- 入防止、災害発生など) が常にあり、それに対応し得る職員体制と知識や経験に裏づけられた瞬時の判断が必要。性暴力防止に際しても、こうした状況の改善が不可欠と考える。
- 2021年には、新聞報道によって、2016年度から2020年度までに生じた学童保育でのわいせつ被害の実態が明らかになった。これらは犯罪であり、倫理観を高めることだけで解決できる問題ではない。
  - 2025年4月にこども家庭庁が発表した「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」を読むと、全国連協がこれまで大切にしてきた「子どもの尊厳を守ること」「子どもの権利侵害を未然に防止すること」に通じる部分が多々あった。また、「犯罪に該当するとは限らないが性暴力に該当し得る」「性暴力につながり得るような不適切行為」の例示は、私たちを律するうえでたいへん参考になる。
  - 「放課後児童支援員」の資格には「認定の取消」<sup>1</sup>という仕組みがあるものの、「認定の取消」を国が把握する仕組みにはなっていない点の改善が必要。
  - 学童保育の運営主体は多岐にわたり、地域運営委員会<sup>2</sup>（事務局注2）、保護者会・父母会が運営するところもある。性犯罪歴という個人情報適切に扱うことができるのか、相談・調査の体制を事業者内で整備できるのかという懸念もある。実施主体である市町村の関与が必要だと考える。
  - 安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援）の留意点について、年内を目途に定められる内閣府令等の下位法令、ガイドライン等の策定に期待する。

そのうえで、学童保育連絡協議会の取り組み、現場での様子にもふれながら具体的な説明を行いました。以下、説明の概要を紹介します。

\* \* \*

全国連協は2019年4月に「学童保育指導員の倫理綱領（案）」を作成しています。子どもや保護者に直接かわり、子どもの命を守り、子どものふるまいや行動、価値観に影響を与える学童保育指導員には、「人権の尊重」「虐待の禁止」「信頼関係の構築」など、保育等をすすめる際に守るべき専門職としての倫理を明確にして順守することが求められます（倫理綱領は、「制限」ではなく、「支え」であり、専門職としての柱となるものだと考えます）。

全国連協では、月刊『日本の学童ほいく』の特集、全国学童保育研究集会、全国学童保育指導員学校などあらゆる機会を通じて、「子どもの権利」や「子どもと性」について学びつづけてきました。

6歳から8歳という年齢は、スキンシップ、じゃれつき遊びが有効なコミュニケーションともなる段階です。子どもが大人に抱っこやおんぶをせがんだり、背中に身体をあずけることもあります。学童保育のなかには、「身体的接触などを一切させないこと」を形式的に徹底しているところもありますが、子どもが感情を表出して受けとめてもらいたいと思ってもそれがかなわず、疎外感を抱くこともありますし、保育内容の萎縮につながっている側面もあります。

学童保育では、1年生から6年生までの年齢の異なる子どもが多く時間を集団で過ごし、体や心の成長や発達、知識や言葉の習熟度も異なります。遊びや生活のなかで、「自分自身を大切にすること」「他者を大切にすること」「自分らしく生きること（「いやだ」と言うことも含めて）」を子どもたちに伝えていくことが大切です。

### [2025年9月 こども性暴力防止法施行準備検討会 中間とりまとめ]

2025年9月には、第7回の検討会が行われ、中間とりまとめがなされました。以後、こちらを制度の骨格として、ガイドライン策定に向けて検討が続けられてきました。

<sup>1</sup> 国が示した「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」には、「認定の取消」についてつぎの内容が示されています。「都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができるものとする。また、指定都市等においては、当該者を認定者名簿から削除した場合には、その旨を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。

ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 / イ 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 / ウ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 / エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

<sup>2</sup> 地域の役職者の人々（学校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織

## [2026年1月 こども性暴力防止法施行ガイドライン策定]

2026年1月には、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定されました（こども家庭庁ホームページに掲載）。その構成はつぎのとおりです。

I. 目的・責務等／II. 定義／III. 対象事業・対象業務／IV. 認定等／V. 安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）／VI. 安全確保措置（犯罪事実確認）／VII. 安全確保措置（防止措置）／VIII. 情報管理措置／IX. 監督等／X. その他

IVに上げられた「犯罪事実確認」は、事業者が子どもと接する業務の従事者を雇用したり配置転換する際に、過去の性犯罪歴の確認を行うことで、「事業者からこども家庭庁に申請」「戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出」「こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会」「法務省からこども家庭庁に回答」「こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を公布」という流れで行われます。これらの手続きをすることからもわかるように、学童保育の場合、認定を受けた事業者は、指導員の採用・雇用に際して、大きな社会的責務が課されます。

### <現職者の場合>

- ・認定から1年以内に「犯罪事実確認」を行う。
- ・一度確認を受けた者も5年ごとに再確認を行う。
- ・あらかじめ、従事者が、子どもに性暴力や不適切行為を行った場合に懲戒となることを就業規則に定めておく。

### <新規採用や配置転換の場合>

- ・内定・異動内示等を受けてから従事開始までに「犯罪事実確認」を行う。新設や、学卒者の新規採用、退職による欠員を補う対応は計画的に行えるが、やむを得ず間に合わない場合は「いとま特例」として、従事開始から3か月以内に確認を行う。ただし、確認が済むまでは原則子どもと一対一にさせない等の措置をとる。
- ・内定者に性犯罪歴があることがわかった場合、内定取り消しなどの対応をとる。ただし、これが有効と認められるためには、採用選考を行う際に、性犯罪前科がないことを書面などで確認する、内定取り消しになる場合の条件をあらかじめ明示する必要がある（具体的には、「募集要項の採用条件や誓約書などに『性犯罪歴がないこと』などを明記するとともに、確認する」「内定通知書等や就業規則などに内定取消事由や試用期間中の解約事由として『重要な経歴の詐称』を明記しておく」など）。

## [2026年1月～2月 「こども性暴力防止法」に関する事業者向け説明会]

こども家庭庁は、2026年1月から2月にかけてこども性暴力防止法の対象となる事業者向け説明会を開催し、こども性暴力防止法の概要をはじめ、事業者が施行前のいまから準備する必要があること、施行後に対応する必要があることについて説明を行いました。

大前提として、「労働関係法令に沿って対応する必要がある」とのことで、「防止措置として想定されるのは、雇用上の措置（内定取消し、試用期間中の解約、出向・転籍、配置転換、普通解雇、懲戒処分等）。ただし、法に基づく防止措置であっても、労働関係法令の制約が免除されるわけではなく、労働関係法令に沿って対応する必要がある」とのことです。

事業者は、こども性暴力防止法の施行までに、募集要項・求人票、誓約書・内定通知書、就業規則の見直しが必要です。

## ○ 子ども・大人ともに「人権の尊重」「権利侵害を未然に防止」を前提に

全国連協は、子どもへの性暴力を防止するには、子ども・大人ともに「尊厳を守ること」「人権を尊重し、権利侵害を未然に防止すること」を大前提に考えることが大切と考えます。

そのためには、適切に対応し得る職員体制と、指導員が長期に安定して雇用されるなかで経験を蓄積し、専門的な知識と技能を高めていくことが必要です。しかし、現状を見ると、処遇が低いため、離職者が多く、入れ替わりが激しいなどの課題を抱えた現場も少なくありません。短期間の雇用をくり返すことを前提とした採用から大きく転換を図り、長期的観点で指導員を育成し、定着させていくことが必要です。

## 安全計画の策定が2024年度から義務づけ、 学童保育で子どもの安全・安心を守るために

### ○ 学童保育で、子どもの安全・安心を守るために……

学童保育では、子どもの安心・安全を守るために主につぎのことを行っています。

- ◎来所・帰宅時の安全対策
- ◎学童保育の生活のなかでの事故やケガの防止と対策
- ◎日常の衛生管理および、おやつ・食に関する衛生とアレルギー対応、食中毒対策
- ◎防災・減災と防犯対策
- ◎感染症の予防と対策
- ◎学校・地域組織・関係機関との連携・協力

全国連協が作成した冊子『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』（2019年刊）では、「安全を管理する」「安全対策・危機管理」の大前提としてつぎのように記しています。

「子どもたちの遊びや生活の場面から、あらかじめ予想される大きな危険は取り除いていくことが大切ですが、あわせて、危険だから何もさせないというのではなく、子ども自身が周りの状況や自分の体調などを考えながら危険を避けることができるように指導していくことも求められます」。

子どもの安全確保、事故防止に際しては、運営主体・指導員・保護者がともに予防策、事故発生時の対処等を話しあっておくこと、市町村や関係機関との連携体制を築いておくことも欠かせません。そして日々の保育のなかでは、子ども自身が身を守る力（感覚・判断・身体能力）を習得できるよう、子どもの視点に立って生活環境を整えることが不可欠です。

指導員には、学童保育全体を見とおして危険を察知する洞察力とともに、子ども一人ひとりの体力や身体能力、注意力、そして、子ども同士の関係性などを、子どもと継続的に関わることで把握し、生活を支えることが求められます。また、実際の場面では、大人から一方的に「危険だから」と指示・命令をして管理するのではなく、言葉を選ぶ、タイミングを見計らうなど、知識や経験に裏づけられた瞬時の判断とかがわりが必要です。あわせて、子どもが自らの行動をふり返り、考えられるように促していくことも大切です。

### ○「教育・保育施設等における事故報告集計」から読みとれること

2025年7月31日、こども家庭庁が「令和6年教育・保育施設等における事故報告集計」を公表しました。教育・保育施設などで発生した死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病をともなう重篤な事故で2024年1月1日から同年12月31日の期間内の報告があったものの件数をとりまとめたものです。

今回公表されたこども家庭庁の集計によると、学童保育における重篤な事故の報告件数は761件（前年比110増）でした（死亡事故は0件）。761件のうち、意識不明が1件、骨折が636件、火傷が2件、その他が122件。発生場所は、施設の室内が270件、室外が387件、施設外104件でした。

表 学童保育における事故報告の推移（支援の単位数・入所児童数は全国連協が毎年行っている「学童保育（放課後児童クラブ）の実施状況調査」で把握した数）。

年	件数	うち骨折件数	支援の単位	入所児童数	発生率 (支援の単位)	発生率 (入所児童数)
2015	228	196	25,541	101万7,429	112.0	4462.4
2016	288	259	27,638	107万6,571	96.0	3738.1
2017	362	332	29,287	114万8,318	80.9	3172.1
2018	420	356	31,265	121万1,522	74.4	2884.6
2019	445	390	32,654	126万9,739	73.4	2853.3
2020	429	379	33,671	130万5,420	78.5	3042.9
2021	475	408	34,437	130万7,699	72.5	2753.0
2022	565	452	35,337	134万8,122	62.5	2386.1
2023	651	551	36,094	140万4,030	55.4	2156.7
2024	761	636	37,094	146万5,124	48.7	1925.3

発生率は、支援の単位、入所児童数ともに、倍以上に高まっています。2015年は、112.0支援の単位に対して1件、約4462.4人に対して1件の重篤な事故が発生していました。2024年には48.7

支援の単位に対して1件、1925.3人に対して1件の重篤な事故が発生している計算です。

全国連協では、上記の「教育・保育施設等における事故報告集計」とあわせて、こども家庭庁のホームページで公表される事故情報データベースをもとに、【事故発生時期】【時間帯】【発生時の児童数】【事故誘因】ごとに独自に集計を行い、その傾向を読み取っています。

2024年分の報告件数483件(2025年11月6日時点)から読み取った重篤な事故の傾向はつぎのとおりです。

【事故発生時期】……多い順に、4月(75件)、5月(72件)、7月(61件)、6月(56件)、8月(50件)、10月(45件)、11月(34件)、3月(32件)、9月(30件)、12月(17件)、2月(8件)、1月(3件)。

【時間帯】……「午後」(224件)が多く、「夕方(16時頃～夕食提供前頃)」(200件)とつづきます。土曜日や春・夏・冬休みなどの学校長期休業中の「朝(始業～午前10時頃)」(11件)、「午前中」(44件)でした。

【発生時の児童数】……「40人以下」が236件、「41人以上」が241件。「41人以上」のうち、「71人以上」は117件、「101人以上」は50件となっています。

【事故誘因】……多い順に、「自らの転倒・衝突によるもの」(266件)、「遊具からの転倒・落下」(96件)、「子ども同士の衝突によるもの」(41件)とつづきます。

## ○年度ははじめの4月、5月に突出して事故が多発、秋頃まで続く

年度ははじめの4月、5月に突出して事故が多発しており、6月、7月、8月と事故発生件数が多い時期がつづいています。また、学校の行事が多かったり、学習内容がむずかしくなったりする10月も事故発生件数が増えています。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	13件	17件	27件	38件	16件	32件	29件	28件	26件	30件	25件	22件
2022年	17件	25件	37件	47件	43件	36件	34件	36件	25件	28件	24件	27件
2023年	7件	14件	35件	71件	45件	40件	42件	30件	27件	35件	35件	15件
2024年	3件	8件	32件	75件	72件	56件	61件	50件	30件	45件	34件	17件

年度はじめに突出して事故が多発するのには、さまざまな要因が推察されます。

- ・新1年生は、保育所や幼稚園の年長児としての生活から、新たな環境での生活がスタートします。最初の1週間は緊張感のあるなかで過ごしているものの、上級生の姿や行動にあこがれて背伸びをして、「自分にもできる」と子ども自身の感覚・判断・身体能力を超えた無理な行動をすることがあります。
- ・2年生以上の子どもたちも、学校がはじまると担任の先生が代わった、クラスに新しい友達ができたと子どもたちの気分が高揚しておちつかないことがあります。
- ・学童保育に新しい仲間を迎えた折に、ルールや約束事が周知されていない、子どもが相互に関係性を構築できていない(相手の行動が予測できないため、子ども同士の衝突が起こる)などがあると事故の発生につながる可能性があります。
- ・新採用や異動で指導員体制に変化が生じたときに、すべての指導員が個々の子どものことを十分に把握できていなかったり、指導員間の連携体制が十分に構築されていないと事故を防げない場合があります。

夏休みがはじまって最初の1週間は、学童保育全体がおちつかず、ケガやトラブルが多くなりがちなので注意が必要です。これは「家―学校―学童保育―家」で過ごしていた生活サイクルが変化すること、学校の授業が休みになったことによる解放感や高揚感なども、事故の要因になることがあります。年度はじめとは異なり、慣れてきた学童保育で子どもが長い時間を主体的に過ごすなかで、子ども自身が身を守る力(感覚・判断・身体能力)が十分でないと、事故の要因につながることを推察されます。8月は、保護者の就労などの状況や、家庭の都合により、学童保育をお休みする子どももいて、学童保育で過ごす子どもの人数が若干減る時期でもあります。

学童保育における事故の発生には、子ども集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育

内容など、さまざまな要因があることが考えられます。2020年まで、事故が多発していたのは保育環境や人間関係などに変化が生じる時期で、その影響が推察されました。2022年のデータからは、年度替わりから夏休みが終わるまで、事故発生件数が多い時期がつづいており、環境や子ども同士の関係性がおちつくまでに比較的時間がかかっていることの影響が考えられます。コロナ禍の影響で遊びや運動の機会が減り、子どもの体力・身体能力が低下していたことなども事故の発生件数の要因になっているかもしれません。

\* \* \*

このデータベースでは、【発生時の児童数】はわかりますが、【1つの支援の単位の児童数】はわかりません。「登録児童数が40人規模で日常的、継続的に同じ子どもが過ごしている集団」なのか、「登録児童数が大規模で、日によって子ども集団の入れ替わりがあり、出席人数が40人規模になっている集団」なのかによって、事故の発生に影響があることが予想されます。

全国連協の調査結果（2025年5月1日現在）を見ると、ひとつの「支援の単位」の子ども集団の規模について、国の基準が示した「おおむね40人以下」の「支援の単位」数は、全体の約6割でした。一方、「41人～70人」「71人～100人」の「支援の単位」数は増えており、子どもの集団の規模はむしろ大規模化している様子が見受けられます。

全国連協は、「人数のとても多い学童保育では、安全確保に限界があり、子ども集団の規模の上限を守る必要があること」「専任の指導員を常時複数配置することの必要性」「成長過程にある子どもの、遊びや生活のなかでの『危険』をどのように考えるか」「『安全・安心』について、子どもといっしょに考え、つくりあげることの大切さ」などについて、『学童保育の安全対策・危機管理——「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き』を作成し、まとめています。

## ○ 安全計画の策定が2024年度から義務づけ

2022年11月、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課より、事務連絡「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」が発出されました。2024年4月1日から、学童保育と児童館においても、各事業所・施設が安全に関する事項について計画を策定することが義務づけられます。

これに伴い、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に新たに「安全計画の策定等」（第6条の二）が加えられました。主な内容はつぎのとおりです。

- ◎「設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画」を策定し、「安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない」
- ◎「職員に対し、安全計画について周知する」とともに、「研修及び訓練を定期的実施しなければならない」
- ◎「利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない」
- ◎「定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする」

これらは、「放課後児童健全育成事業」を担うすべての運営主体に適用されるものです。

学童保育は子ども・子育て支援法において、市町村事業に定められています。「安全計画」の策定に際しては、各学童保育と市町村が連携を図り、学童保育の役割を果たせる実効性のある計画とすることが重要です。

また、立案した安全計画を職員全体で共有し、折にふれてふり返り・検証を行い、子どもとともに改善に向けて取り組んでいくことが必要です。

ここ数年、全国各地で自然災害があいついでいます。災害時には、市町村の基本方針をもとに、地域の特性をふまえた対応が求められますので、学童保育・保護者が協力して、市町村・学校などの関係機関・地域組織と連携した対応の仕組みを確立することが必要です。

## 子どもたちと一緒につくる夏休みの生活

夏休みの学校長期休業中は、「朝から夕方まで長時間を共に過ごすなかで、遊びの幅が広がったり、子ども同士、子どもと指導員の関係が深まる」との声が、全国各地から寄せられています。夏休みの「生活づくり」で配慮したいことなどをまとめます。

### ○ 夏休みの計画

◆計画を立てる際には、それまでの生活をふり返り、子ども一人ひとりの「いまの様子」「これからの関わり」などについて話しあうところからはじめることが大切です。前年の夏休みの計画を参考にしつつ、その年に在籍する子どもや子ども同士の関係が変化することを考慮して、いまいる子どもたちの様子をふまえて、一日の過ごし方、行事、外出、指導員の仕事内容や役割分担について具体的に話しあいます。戸外保育などの下見もしっかり行いましょう。

指導員の勤務体制などの準備は早めに行います。朝、施設を開所する予定の指導員が開所時間に間にあわないなど、万が一の事態が生じた場合の連絡体制についても、確認が必要です。また、学校と連絡を取りあい、登校日・補習授業・プールなどの学校行事や、夏休みに関わって学校から家庭に連絡された内容を把握しておきます。体育館や図書室など、学校施設を借用できる場合は、事前に学校と留意事項の確認などを行いましょう。

◆子どもたちと、夏休みの過ごし方について話しあいます。一日の過ごし方、持ち物などはもちろん、「やってみたいこと」「つくってみたいもの」「行ってみたいところ」などについても話しあうと、子どもたちがイメージを抱くことができ、見とおしを持って夏休みを過ごすことにつながります。当番活動の役割や分担などについて話しあっているところもあります。

◆保護者には事前に夏休み中の計画を早めに伝え、ていねいに説明して理解と協力を得られるようにしておくことが大切です。子どもの出欠予定の確認も行います。とくに学童保育での夏休みをはじめて経験する保護者には、予定表やしおりなどの資料を使って、わかりやすく説明する、心配なこと・わからないことを出してもらって、一つひとつていねいに答えるなど、工夫と配慮が必要です。

事前に予定表やしおりを配布して、疑問に思うことや質問に答えたり、アンケートなどで質問を募り、連絡帳やおたよりなどで答えるといった工夫をしているところもあります。

保護者会・父母会などで企画する行事がある場合は、子どもに無理のない計画になるよう、その年の子どもの様子についても保護者と指導員間で情報を共有しましょう。

### ○ 夏休みのスタート！

夏休みがはじまって最初の一週間は、学童保育全体がおちつかず、ケガやトラブルが多くなる場合があります。これは、日中の過ごし方が変化したことや、学校の勉強（課業）が休みになった解放感のあらわれなども要因になります。

この時期は、生活のリズムをつかみ、スムーズに気持ちを切り替えることができるよう、子どもたちに一日の生活の流れを伝える場を設ける、掲示物を用意するなどの工夫も大切です。

学校敷地外の学童保育から学校のプールなどに行くときには、普段とは逆のルートで子どもが道に迷うこともあるようです。指導員が同行するなどの配慮が必要です。

### ○ 生活のなかで留意すること

◆一日の過ごし方……遊びなどの時間、学習や昼食、休息（昼休み）などの時間をバランスよく組みあわせて、メリハリのある生活となるよう工夫します。長い時間を過ごすことになるので、「遊ぶ時間と休息」「あらかじめ決められた活動（掃除、当番活動、行事の準備など）と自由に過ごす時間」のバランスなども考慮することが大切です。また、その日の子どもの様子や、学童保育の生活環境、気温や気象条件などにあった過ごし方も考慮します。

保育計画（日々の生活の流れや見とおし）は、その日、そのときの天候や子どもたちの様子、指導員体制を考えあわせながら、ときには変更することも選択肢に入れて、柔軟に対応しまし

よう。予定の変更が必要になったときには、指導員間でしっかり情報共有し、子どもたちにもそのことを伝えます。

なお、月曜日は休日の疲れや生活リズムの変化などから、ケガが発生しがちなので、とくに注意が必要です。

- ◆**学習**……子どもが集中できる時間を考慮して、時間を決めて取り組むことをおすすめします。保護者と指導員で、「学童保育でなにをするのか」を事前に話しあっておくとよいと思います。夏休みの終わり頃になって、「宿題が終わらない！」と子どもがあわてないよう、保護者と協力して折々に進み具合を把握しつつ、子どもが見とおしを持って取り組めるようにサポートできるといいですね。
- ◆**健康・安全管理**……近年、酷暑の日がつづいています。暑さ対策は確実に行いましょう。その日の「暑さ指数」「熱中症警戒アラート」などの気象情報を確認し、指導員間で情報を共有するとともに、万が一、熱中症などになった場合の対応（指導員の役割分担や連携も含む）などについては事前に確認しておきます。子どもは、強い日差しのなかでもなにかに夢中になっていると、そのまま過ごしてしまうことがあります。身体を休めたり、水分補給をするなどの健康管理は子どもだけに任せず、指導員がしっかりと対策を立て、子どもが理解して行えるようにていねいに伝えます。昼間は室内で過ごし、夕方近くに気温が少し下がってから外に出る機会を設ける、地域の公共施設を活用するなど、子どもの活動の場を広げる工夫ができるといいですね。なお、室内でも熱中症になるなど、体調を崩すことがあるので注意しましょう。気候の変動が激しい年もあるので、雷や突然の豪雨などの際の対応についても、指導員間、そして保護者と指導員の間でも十分に確認をしておくことが必要です。ビーチサンダルやサンダルで通ったり、戸外を走りまわって遊ぶのは危険です。履き物のことは事前に保護者と確認しましょう。帽子やタオルの準備、汗をかいたときの対処、着替えなどについても対応を考えておきます。安全に関わっては、そのつど声をかけることとあわせて、室内に掲示しておいたり、朝のうちに子ども全体に「気をつけること」を伝える時間を設けることなども大切です。
- ◆**休息（昼休み）**……時間を決めて、昼寝をする・寝そべる・座って本を読むなどして心身を休ませることで、その後の時間を過ごす活力を養います。外遊びや外出中も、子どもの体調の変化には十分に注意しましょう。
- ◆**指導員の引き継ぎ・連携**……夏休み中は、長時間の保育に対応するため、期間限定のアルバイト（臨時）の指導員が加わったり、普段とは異なる勤務体制や職員体制が組まれたりします。保育前後は短時間でも職員全体で、そして保育中は「ホワイトボードやノートなどを活用して」「わずかでも時間を設けて職員全体で」「指導員がグループに分かれて交代で」など工夫して、打ちあわせや情報共有の機会を確保することが必要です。トラブルや事故は、指導員が入れ替わる際に起こることがあるので、申し送りや引き継ぎの方法を工夫し、確実にていねいに、非常勤やアルバイトの方も含めて職員全体で、連携・協力を図りましょう。
- ◆**行事や企画などの取り組み**……「夏休みならでは！」の行事や企画を、子どもたちと相談して工夫するのも楽しみの一つ。ただし、連日、取り組んでいると子どもたちも疲れてしまいますので、予定を詰めすぎず、「のんびりゆったり過ごす日」を設けることも大切にしたいものです。「近所の公園や近隣の図書館、スーパーに買い物へ行く、お祭りに参加するなど、子どもの行動範囲を少し広げて、地域に親しむ機会が持てるのも夏休みならでは！」という学童保育もあります。戸外保育など遠出をするときは、事前に経路と現地の下見をしっかりと行いましょう。ゆとりのある行程や指導員（大人）配置のもと、安全に関わること、気象情報の確認、緊急時の連絡方法の確保、外出先の医療機関の確認など、準備をしっかりと行い、万全を期します。とくに川遊びなどの水辺遊びをするときは、天候の変化（上流の天候も含む）やその場の環境を十分に

考慮して、安全を最優先した判断が必須です。

\* \* \*

学校生活が始まる前の10日間ほどは、子どもの気持ちと身体と生活時間を整えていく時期です。学校が始まってからも、すぐには心身を切り替えられない場合もあるので、しばらくは配慮が必要です。子どもたちと一緒に、楽しく夏休みを終えられるようにしたいですね。

月刊『日本の学童ほいく』2024年6月号より

## ○ 夏休み期間中の昼食提供——「生活づくり」の観点で考える

夏休みの昼食はお弁当持参が多く、保護者の大きな悩みになっています。

以前から「お弁当づくりが大変」という声はありましたが、保護者の働き方が多様化するなか、近年は「お弁当づくりが負担」というニュアンスに変わってきたように感じています。

2023年3月の国会での質疑をきっかけに、同年6月にこども家庭庁が食事提供の実情を調査し、「……長期休業中に昼食を提供している放課後児童クラブもあることから、地域の実情に応じた対応をお願い」という趣旨の事務連絡を発出したこともあって、保護者の注文に応じて昼食を業者が配送するサービスをはじめた市町村が増えてきました。また以前には、O157などの食中毒や、今般の「新型コロナウイルス感染症」への対策を理由に、昼食づくりや手づくりおやつなどを禁止し、個別包装のお菓子へ切り替える、あるいはおやつをなくした自治体もありました。

この問題は、学童期の子どもにとっての食という観点から考えることも大切です。「食（食べること・つくること）」は、生活の営みそのものであり、成長過程にある子どもにとっては大切な経験でもあります。施設や指導員の配置が十分であり、子ども集団の規模の上限が守られていて、職員間で取り組むことの意味が確認されていれば、子どもといっしょに食事やおやつづくりの活動ができます。条件が整わない場合でも、「レトルト食品と主食を持ち寄ったお昼ご飯」などの工夫もできるでしょう。お弁当の注文に際しても、大規模な事業者ではなく、きめ細かい対応ややりとりができるような、日頃からかかわりのあるお店を選ぶなど、地域の結びつきを大切にしていけたらと思います。

夏休み期間中の食事提供についても、子どもや保護者、そして指導員の思いや願いに立ち戻って、考えてみてはいかがでしょうか。

## 障害のある子どもとともにある「生活づくり」

### ○ 障害のある子どもが、学童保育に入所する数は増えている

障害のある子どもが、学童保育に入所する数は増えています。

こども家庭庁の調査によると、2025年5月1日現在、1年生から6年生までの7万2,230人が入所しています。また、近年の傾向としては、発達障害の子どもの入所が増えています。一方で、全体の4割弱の学童保育では、障害のある子どもの受け入れがありません。

しかし、現場の実態を見ると、発達障害の傾向があるが診断を受けていない、あるいは、子どもに障害があることを保護者が申請しないなど、さまざまな状況があります。

全国連協は、子ども・指導員・保護者がともに行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を「生活づくり」と呼んで大切にしてきました。このことは、子どもの権利条約の一般原則を実践していくことそのものです。障害の有無にかかわらず、子ども一人ひとりが学童保育で安心して生活できるよう、子ども同士、あるいは指導員と子ども・保護者、指導員と子ども集団・保護者集団（保護者会など）とのかかわりを通じた「生活づくり」をすすめてきました。また、指導員は保育実践を交流し、子ども観・発達観で大切にしたいことを深めてきました。

私たちは、個々の発達特性について理解するとともに、具体的事実（日々の生活の様子）から目の前の一人ひとりの子どもへの理解を深めることで、ともに生活するうえで障害となっている環境要因を探り、改善を図ることで、障害のある子どもが仲間とともに過ごせる「生活の場」を保障することにつながっています。

### ○ 受け入れの考え方と、関連する法律・予算

2001年度から障害児受入加算が試行事業ではじまり、2004年に「発達障害者支援法」が制定され、ここに「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」として、学童保育の利用の促進が盛り込まれました。2005年度には受け入れるために必要な改修の補助、2006年度には設備の整備・修繕及び備品の購入の補助、2008年度には専門的知識等を有する加配職員1人分の人件費補助（「障害児受入推進事業」）が行われるようになりました。

「放課後児童クラブ運営指針」では、第3章の「2. 障害のある子どもへの対応」の項目に、受け入れの考え方がつぎのように示されています。「障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める」。

また、2016年4月1日施行の、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的な配慮の提供」が求められるようになりました。この法律は、障害によるあらゆる形態の差別を解消することを目的としています。

2022年度予算では、「障害児受入強化推進事業」が拡充されました。

しかし現場で、子ども集団の規模の上限を超えた大規模化の現状があったり、指導員の加配が不十分であったり、十分な環境が整備されていなかったりと、条件整備がなかなか進まず、現場任せにされているところも少なくありません。また、指導員の多くは非正規雇用で入れ替わりが激しく、短時間勤務での雇用であったり、専門的知識を得るための研修がされていないところもあるなど、厳しい実態を抱えています。そうしたなかで、障害のある子どもを含めた生活づくりも多くの悩み・困難が生じています。

### ○ こども家庭庁設立以後の施策の方向性

2023年4月のこども家庭庁設置に向けて、厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」が2022年6月に4年ぶりに開催され、とりまとめを公表しました。委員会では「放課後児童クラブの課題と施策の方向性について」として、喫緊の課題について検討され、今後の施策の方向性について意見が整理されました。

とりまとめの「3. 障害のあるこどものインクルージョンの推進について」には、「全登録児

童数に対する障害のあるこどもの登録児童数の割合は3%台で推移」と記述がありますが、子どもにも障害があることを保護者が申請しない場合もあるので、現場実態と乖離があるのではないかと考えます。

また、受け入れにあたって、「施設・設備、知識や技術をもつ職員の確保」「スーパービジョンや職員のケアの実施を含めた職員の質の向上」についての記述がありますが、「子ども集団の規模の上限を守る」ことは言及されていません。インクルージョンの推進にあたって、「児童発達支援センターや放課後等デイサービス等の障害福祉サービスとの連携」とありますが、「子どもの在籍する学校や特別支援学級・学校との連携」は言及されませんでした。

一方、とりまとめでは、放課後児童クラブと放課後等デイサービスについて、「特に、学童期においては、放課後児童クラブと放課後等デイサービスは対象年齢が重なることから、並行利用時の連携のあり方、中学生以降の利用ニーズへの対応をはじめ、インクルーシブな支援の方向性等について議論が続けられることが期待される」と新たな項目が設けられました。

また、「専門的知識・技術をもつ職員の確保には困難がある」として、「研修機会を増やす」ことが記述されています。2025年度の加配職員の人件費は年額223.2万円で、非常勤・パートタイム雇用が想定されており、私たちは障害のある子どもを安定的に受け入れるうえでも、事業の根幹を担う専門性を持った職員の専任・常勤・複数体制が必要です。

## ○ 障害のある子どもとともにある「生活づくり」

### [自治体で…]

障害のある子どもに、「生活の場」を保障するために、自治体ではつぎのような方策もとられています。

- ◆障害のある子どもの受け入れに関する都道府県の単独補助を設ける。
- ◆障害のある子どもの受け入れに関する研修【都道府県・市町村単位、行政研修以外、その他】座学／座学以外（例：事例検討、障害児支援施設・発達支援センター等の見学・実地研修）を行う。
- ◆受け入れを継続するための行政による現場への支援（例：巡回指導、学級担任との連携〈相互の訪問、公開授業〉、支援コーディネーターの派遣、看護師の派遣など）を行う。

### [現場で…]

現場では、障害のある子どもの受け入れに向けて、保護者との面談、保育園・幼稚園（園長、担任）からの引き継ぎ、保育園・幼稚園での保育観察、施設改修などの準備を行っています。

受け入れにあたって、職員加配や施設・設備整備などその子どもの保育に必要な条件整備を、保護者から提出された児童票や保育観察の内容をもとに、所管課に設置される「審査会」で話しあわれるところもあります。

子どもが、家庭で、保育園・幼稚園でどのように生活しているかを知り、保護者と信頼関係を構築しながら、受け入れの条件を整えます。

障害のある子どもとともにある「生活づくり」を考えるうえでも、「資料1 子どもの放課後・地域生活を考える」に記したような3つの視点は欠かせません。

#### ① 子どもが主体者として自らの生活をつくる

先回りして、指導員から一方的に指示をして管理するのではなく、「子どもに任せる」「黙って待つ」「失敗やまちがいなども受けとめる雰囲気をつくりながら、見守る、求められたときに応える」ことを意識することが必要です。

具体的事実（日々の生活の様子）から目の前の一人ひとりの子どもへの理解を深めるために、つぎのことにも意識的に取り組む必要があります。

- ・目の前で起こることに揺らぎ、葛藤し、自問自答をくり返し、記録に残すこと。
- ・同僚と率直に話しあい、多面的・多角的な仮説を立てながら、子どもとかわること。
- ・ときには職場を越えて、さまざまな方から話を聞き、意見を交わすことで知見を得ること。

#### ② 子どもたちはかかわりあって育つ

学童保育では、1年生から6年生までの年齢の異なる子どもが多く時間を集団で過ごしています。遊びや生活のなかで、「自分自身を大切にすること」「他者を大切にすること」「自分らしく

生きること（「いやだ」と言うことも含めて）」を子どもたちに伝えていても、身体や心の成長や発達、知識や言葉の習熟度も異なりますし、ときには意見の相違やぶつかり合いなど、子ども同士、指導員と子どものさまざまなかかわりがあります。

「子ども一人ひとりの気持ちをわかりたい」という指導員の姿勢は、「自分のときもしっかり話を聞いてくれた」「気持ちを受けとめてくれた」という子どもの実感につながり、お互いを受け入れられる集団へと成長していきます。

### ③ 保護者同士が交流し、つながる

働きながらの子育てで、ときにさまざまな悩みや不安で心が揺れ動くことがある保護者にとって、学校や学童保育から「集団行動ができない」「指示が伝わらない」「友達とのトラブルが多い」というような報告ばかりでは、「仕事をやめて、学童保育もやめてしまおうか」と精神的に疲弊してしまいます。

指導員が、おたより、連絡帳、保護者会、お迎え時の会話など、さまざまな機会を通じて子どもが学童保育でどのように過ごしているかを保護者に伝えていくこと、また実際に、我が子が仲間とのかかわりやさまざまな経験を通して成長していることを見聞きし、いっしょに考えあうなかで、我が子を受けとめてくれる指導員や保護者同士のつながりがあることを実感できることが大きな安心と支えにつながります。

## 学童保育数と国の補助金と施策の推移

学童保育への国の補助金は、必要経費の2分の1を保護者が負担することを前提に決められており、残りの2分の1を、基本的には国と都道府県と市町村（特別区を含む）が各3分の1ずつ負担することになっています（「補助率3分の1」と言います）。

学童保育は2015年4月から、「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の13事業のうちの一つに位置づけられ、その予算は「子ども・子育て支援交付金」として市町村に交付されています。

また、運営費の補助額は学童保育の子ども集団の規模、開所日数や時間などによって、「支援の単位」ごとに決められます。

年	学童保育数	前年比	支援の単位	前年比	国庫補助総額(万円)	国の施策の動き
1947						児童福祉法制定。保育所は「保育に欠ける子どもには市町村は保育しなければならない」義務
1950年代						1951年、児童憲章制定。大阪や東京で民間保育所や親の共同運営による学童保育が誕生
1962						「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1963						児童館への国庫補助開始（「カギっ子対策」として）
1966						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515					
1971	約1,000					文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932				1億1,700	都市児童健全育成事業・児童育成クラブが創設。留守家庭児童対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもとで、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助するもの
1977					1億 800	
1978	約3,000				1億1,240	
1979					1億4,500	国際児童年
1980	3,938				1億4,969	
1981	4,288	350			1億5,643	
1982	4,739	451			2億1,862	
1983	4,910	171			2億6,000	
1984	5,193	283			2億8,535	
1985	5,449	256			3億2,655	男女雇用機会均等法成立
1986	5,749	300			3億7,000	都市児童館事業廃止（児童館では留守家庭児童対策の役割は担えないとの考え）
1987	5,938	189			4億 168	
1988	6,100	162			4億2,742	
1989	6,310	210			5億2,943	国連総会で子どもの権利条約採択
1990	6,708	398			6億1,643	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309			10億1,832	放課後児童対策事業が誕生（本格的な学童保育への補助金。指導員の賃金が計上される）。留守家庭児童対策は独自の制度・施策で実施するとの方針に転換。育児休業に関する法律成立
1993	7,516	...			14億 643	厚生省が学童保育の法制化を検討
1994	7,863	347			17億9,577	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申。日本政府が子どもの権利条約批准
1995	8,143	280			20億9,267	地方版エンゼルプラン指針策定（学童保育の整備計画目標もつくるよう指導）
1996	8,514	371			24億1,673	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534			31億3,180	児童福祉法改正によって学童保育が法定化（法制化）される。第2種社会福祉事業にも位置づけ
1998	9,627	597			46億4,644	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604			54億7,910	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金（学童保育施設整備費）
2000	10,976	745			56億9,000	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854			59億9,000	障害児加算、小規模加算（過疎地対象）が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6,000万円
2002	12,825	995			68億8,000	完全学校週5日制の実施。土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972			74億3,200	障害児加算は障害児2名からに緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881			87億2,200	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」を策定
2005	15,309	631			94億7,000	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。衆議院青少年問題特別委員会で学童保育を集中審議
2006	15,858	549			111億8,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプラン（仮称）の創設」に合意
2007	16,668	810			158億5,000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育を2万か所目標。基準開設日数を250日に変更、開設日が増える毎に補助金も増額する。200日から249日の学童保育は3年後に補助金廃止。71人以上の大規模学童保育

年	学童保育数	前年比	支援の単位	前年比	国庫補助総額(万円)	国の施策の動き
						は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。国がガイドラインを作成
2008	17,495	827			186億9,400	『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、仕事と生活の調和行动指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定。次世代育成支援対策推進法でも学童保育整備目標を「参酌標準」化する法改正。長時間開設加算変更、障害児受入加算額は142万円に倍増。「安心こども基金」でも施設整備費活用。社会保障審議会少子化対策特別部会「検討の視点」提起
2009	18,475	980			234億5,300	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度のあり方の見直しが始まる
2010	19,744	1,269			274億2,000	政府が「子ども・子育てビジョン」を策定。学童保育利用児童を5年間で30万人増を目標。補助金の運営費総額、補助単価が引き上げ。児童数40人前後を大幅増額、71人以上は補助金廃止せず減額して残す。「子ども・子育て新システム検討会議」で学童保育制度の見直しも検討
2011	20,204	667			307億5,000	東日本大震災で学童保育も大きな被害を受ける。補正予算で学童保育施設の復旧予算がつく。「子ども・子育て新システム」中間とりまとめで、学童保育は「市町村事業」として位置づけ
2012	20,846	441			307億6,500	「子ども・子育て支援法」「児童福祉法改正」が成立。学童保育の対象児童の引き上げや市町村事業としての位置づけ、国としての基準の策定、市町村の基準の条例制定、事業計画策定の義務づけなどが決まる
2013	21,635	789			315億7,600	国が子ども・子育て支援新制度の具体化を検討。事業計画の基本指針などを検討。学童保育の基準を省令で定めるため、社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」で検討
2014	22,096	461			383億7,100	内閣府予算で指導員処遇改善費予算化。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」公布。市町村で基準条例づくり。指導員の資格化のための都道府県認定研修ガイドライン策定
2015	-	-	25,574	-	575億	「放課後児童クラブ運営指針」を策定。内閣府子ども・子育て本部発足。「子ども・子育て支援新制度」施行。児童数10人未満の学童保育も補助対象に。補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し。「放課後支援員等処遇改善等事業」予算化
2016	-	-	27,638	2,064	574億8,000	補正予算で、施設整備費の国庫補助率かさ上げ
2017	-	-	29,287	1,649	725億3,000	施設整備費の国庫補助率かさ上げ継続、運営費補助基準額の増額。資格・経験等に応じた処遇改善が予算化。地方分権の議論のなかで、「放課後児童健全育成事業に関わる『従うべき基準』等の見直し」が取り上げられる。社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」設置
2018	23,315	-	31,265	1,978	799億7,000	社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」が中間とりまとめ。地方分権の議論の場で、学童保育の「従うべき基準」の参酌化が閣議決定
2019	23,720	405	32,654	1,389	887億7,000	第9次地方分権一括法で、学童保育の「従うべき基準」の参酌化を含む児童福祉法改正。施行日は2020年4月1日
2020	23,979	259	33,671	1,017	978億	学童保育の「従うべき基準」の参酌化が4月1日に施行。「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の臨時休業中も、学童保育は「原則開所」の要請
2021	24,447	468	34,437	766	1,092億	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に「保育士等・幼稚園教諭」の「収入を3%程度(月額9,000円)引き上げ」が掲げられ、その後、「放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を実施」することが明確になった。2021年度補正予算案として、国の負担割合10分の10
2022	24,414	▲33	35,337	900	1,065億	「こども基本法」「こども家庭庁設置法」成立。2023年4月にこども家庭庁が創設されることを視野に、社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」が4年ぶりに再開。「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」が、「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)」として「子ども・子育て支援交付金」に事業化
2023	24,493	79	36,094	757	1,205億	3月、社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」が「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」とりまとめ。4月、こども家庭庁発足。12月、「こども大綱」「こども未来戦略」「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定。「こども未来戦略」に「常勤職員配置の改善」が掲げられる
2024	24,536	43	37,094	1,000	1,366億	「運営費における常勤職員配置の改善」のための補助基準額が創設。3月、こども家庭審議会こどもの居場所部会のもとに「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」設置。2025年1月、こども家庭庁成育局長通知「放課後児童クラブ運営指針の改正について」発出
2025	24,856	320	38,265	1,171	1,261億	4月、改定「放課後児童クラブ運営指針」施行。運営費に既存事業所が設置する夏休み期間中のみ分室に対し、補助基準額を創設。

注1)学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。2015年～2017年は「支援の単位」のみ集計。2018年以降は、学童保育数と「支援の単位」を集計。

## 国の学童保育の2026年度予算案

2025年12月26日に「令和8年（2026年）度予算案」が閣議決定されました。2026年1月の解散・総選挙の影響で、例年より1か月ほど遅れて、2026年2月20日に国会に提出され、国会では実質的な審議がはじまっています。放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算案の主な内容はつぎのとおりです。

1. 放課後児童クラブの受け皿整備の推進等
2. 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施
3. 地域のこども・子育て支援の推進
4. こどもの居場所づくりの推進
5. こどもホスピスの支援
6. 児童手当
7. 物価高対応子育て応援手当

以下、こども家庭庁公表の「予算案の概要」から、学童保育に関わる内容を紹介します。

- ◆「放課後児童クラブの受け皿整備の推進等」の当初予算額には、2,755億円の内数が計上されています。2025年度の当初予算額と比べると、140億円の増額です。

なお内数とは、その補助金が一つの事業に使われるものではなく、複数の事業に使われる場合に用いられる用語です。つまり、2,755億円の全額が学童保育に使われるわけではありません。2025年度の運営費等は1,174億円、施設整備費は87億円でした。

2022年、2023年の予算の執行状況を見ると、国が確保した運営費や施設整備費などの予算を自治体が十分に活用していない実態もあり、結果として不用額（歳出予算の経費の金額のうち、結果として使用する必要がなくなった額）が生じていました。不用額が多い事業は、財務省による予算の査定で「減額」「事業の見直し」が行われることがあります。

- ◆人件費に関わる変更点は、【キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定】です。各区分の補助基準額（案）はつぎのとおりです（いずれも年額）。

* 1年目（の放課後児童支援員を配置した場合）	13万1,000円
* 【新設】概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者	19万8,000円
* 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者	26万3,000円
* 概ね10年以上の放課後児童支援員で事務所長〈マネジメント〉的立場にある者	39万4,000円

なお、一支援あたりの上限額は91万9,000円です。

- ◆予算案には「人事院勧告等を踏まえた、放課後児童支援員等の人件費単価の引き上げ」もあげられています（具体的な金額が示されるのは例年3月から4月頃です）。こども家庭庁の説明では、人事院勧告の引き上げ分が指導員の賃金を含む運営費に反映されるのは2年遅れであるとのことで、2026年度は2024年度の人事院勧告<sup>1</sup>が反映されることとなります。

2023年以降、最低賃金が大幅に引き上げられています。働き手にとって朗報であるものの、学童保育では最低賃金に近い金額で働く指導員も多く、運営主体はパート・アルバイト職員の時給の見直しに追われています。全国各地の学童保育連絡協議会を通じて情報収集を行ったところ、指導員と保護者が長い時間をかけて指導員の仕事の中身をたしかめ、行政・議会の理解も得ながら、常勤職員としての雇用を確立してきた地域でも、時給換算すると最低賃金に近い金額で働いていることがわかりました。指導員に求められる職責は重いものであるにもかかわらず、こうした現状は大きな問題です。

<sup>1</sup> 2024年度の国家公務員の人事院勧告を受けた給与改定は、月例給：官民較差（2.76%、11,183円）を解消するため、若年層に重点を置きつつすべての職員を対象に大幅に引き上げ。改定率は平均で3.0%。1級11.1%、2級7.6%。初任給は【総合職（大卒）】230,000円（+14.6% [+29,300円]）、【一般職（大卒）】220,000円（+12.1% [+23,800円]）、【一般職（高卒）】188,000円（+12.8% [+21,400円]）

# 学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査票 (2025年5月1日現在)

都道府県名 [                    ] 市区町村名 [                    ] 全国地方公共団体コード [                    ]  
 担当部署 [ いずれかに○ 首長部局・教育委員会 ] 担当部署名 [                    ]  
 記入者名 (                    ) 連絡先 TEL (                    )

## Q1 学童保育(放課後児童健全育成事業)の数についてお聞きます

- A 公立公営<sup>\*1</sup>のか所数<sup>\*2</sup> [ ㉠                    ] 「支援の単位」数<sup>\*3</sup> [ ㉡                    ]  
 B 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数 [ ㉢                    ] 「支援の単位」数 [ ㉣                    ]  
 貴自治体内にある学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数 [ ㉠+㉢の合計                    ]  
 「支援の単位」総数 [ ㉡+㉣の合計                    ]

\*1 公立公営とは、市町村が施設を確保し、職員を雇用して(公務員)、運営にかかる費用を支出して、運営を直接行うことを言います。  
 \*2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「雇児育発0313第13号平成27年3月13日」にあるとおり、放課後児童健全育成事業を委託するもの、指定管理者制度により代行するものについては、Bへ。  
 \*3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」。

## Q2 2025年5月1日現在の学童保育の入所登録児童の総数と学年別数をお聞きます

学 年	人 数
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	
5年生	
6年生	
その他	
入所児童総数	

\*出席人数ではなく、2025年5月1日現在の年間をとおして入所登録した入所登録児童数をお聞きます。  
 \*幼児や中学生なども入所している場合には「その他」の欄で記入してください。  
 \*長期休業中のみの入所登録児童はのぞきます。

## Q3 支援の単位ごとの子ども集団の規模についてお聞きます

集団の規模	「支援の単位」数
10人以下	
11人～20人	
21人～30人	
31人～40人	
41人～50人	
51人～60人	
61人～70人	
71人～100人	
101人～150人	
151人以上	

\*施設の定員や交付金申請の児童の数ではなく、2025年5月1日現在の入所登録児童数をお聞きます。

## Q4 学童保育の運営主体についてお聞きます

### A Q1の「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きます

運営主体/運営形態	公営	a 委託	b 補助	c 補助無	c 代行
① 公立公営					
② 公社・社会福祉協議会					
③ 運営委員会					
④ 保護者会・父母会					
⑤ NPO法人					
⑥ 民間企業					
⑦ その他法人等					

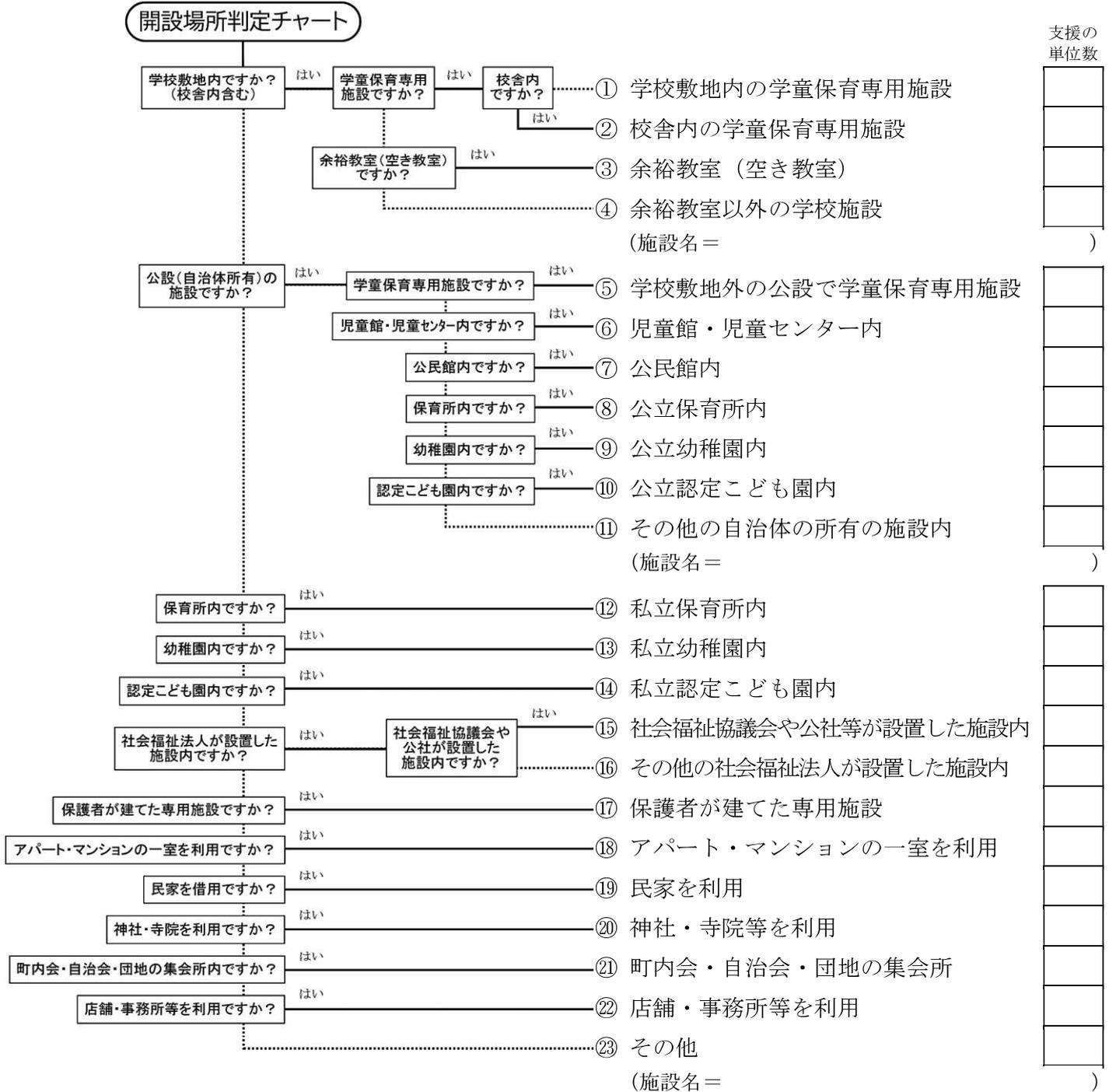
\*「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合  
 \*②「公社」とは地方公社をさします(地方自治体が出資してつくられた団体を含む)。

### B 「⑦その他法人等」が運営している場合、具体的にどこですか(記号を○で囲み、数を記入ください)

- a 私立保育所 (                    ) b その他の社会福祉法人 (                    ) c 学校法人 (                    )  
 d 協同組合 (                    ) e 個人事業主 (                    ) f その他 (                    )

**Q5 開設場所についてお聞きします**

A Q1の「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします  
 (下記判定チャートに従って開設場所を選び、数と施設名を記入してください)



B 「④余裕教室以外の学校施設」で開設している場合の「特別教室等の一時的な利用 (タイムシェア)」による運営の有無についてお聞きします (記号を○で囲んでください)  
 タイムシェアによって運営している「支援の単位」が a ある / b ない

**Q6 公立小学校・義務教育学校数と、学童保育の未設置校区数についてお聞きします**

A 貴自治体内にある公立小学校 (分校・義務教育学校の前期課程含む) の総数 [ ] 校  
\*義務教育学校とは、前期課程 (小学校に相当) と後期課程 (中学校に相当) からなる小中一貫校で、学校教育法の改正により 2016 年に新設された学校教育制度 (第 5 章の 2) です。

B 学童保育がない公立小学校校区数 (未設置校区数) [ ] 校区  
\*複数校区から児童の受け入れをしている場合には、学童保育がある当該校区以外は「未設置校区」とします。

**Q7 学童保育の待機児童数についてお聞きします**

記号を○で囲んでください。把握している場合は、か所数と人数を記入してください (待機児童がない場合は 0 か所、0 人と記入)

待機児童の有無を a 把握している → [ ] か所、 [ ] 人 / b 把握していない

## 学童保育(放課後児童健全育成事業)実施状況 調査要領

全国学童保育連絡協議会調査

### Q1 学童保育(放課後児童健全育成事業)の数について

貴自治体内にある学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数と「支援の単位」総数をお聞きします。

公立公営<sup>※1</sup>のか所数<sup>※2</sup>④と「支援の単位<sup>※3</sup>」数⑤、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された学童保育(放課後児童健全育成事業)のか所数⑥と、「支援の単位」数⑦、のそれぞれを合計したものです。

- \* 1 公立公営とは、市町村が施設を確保し、職員を雇用して(公務員)、運営にかかる費用を支出して、運営を直接行うことを言います。
- \* 2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「雇児育発 0313 第13号平成27年3月13日」にあるとおり、放課後児童健全育成事業を委託するもの、指定管理者制度により代行するものについては、Bへ。
- \* 3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」。

**参考** 全国学童保育連絡協議会は、学童保育の新設や、大規模化した学童保育の分割を進めて複数の「支援の単位」をおく場合には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、継続的に基礎的な生活単位(生活集団)が分かれていること
  - イ、継続的で基礎的な生活を送る空間、場所、施設・設備が分かれていること
  - ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること
- また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

### Q2 学童保育の入所登録児童の総数と学年別数について

2025年5月1日現在の学年別の入所登録児童数と入所登録児童総数とをお聞きします。学年別の入所登録児童数を合計したものが、入所登録児童総数になります。

- \* 出席人数ではなく、2025年5月1日現在の年間をとおして入所登録した入所登録児童数をお聞きします。
- \* 幼児や中学生なども入所している場合には「その他」の欄に記入してください。
- \* 長期休暇期間中のみ入所登録児童はのぞきます。
- \* 「児童の数」の算定について、厚生労働省は、「毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)」は「1人」と数え、「一時的に利用する児童(週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)」については、登録時の利用希望日数に応じて算出した数を加えて「一の支援の単位を構成する『児童の数』」を算出するとしています(2016年1月19日付「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(更新版)」)、ここでは、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

### Q3 支援の単位ごとの子ども集団の規模について

- \* 施設の定員や交付金申請の児童の数ではなく、2025年5月1日現在の入所登録児童数をお聞きします。
- \* 前項と同様、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

### Q4 学童保育の運営主体について

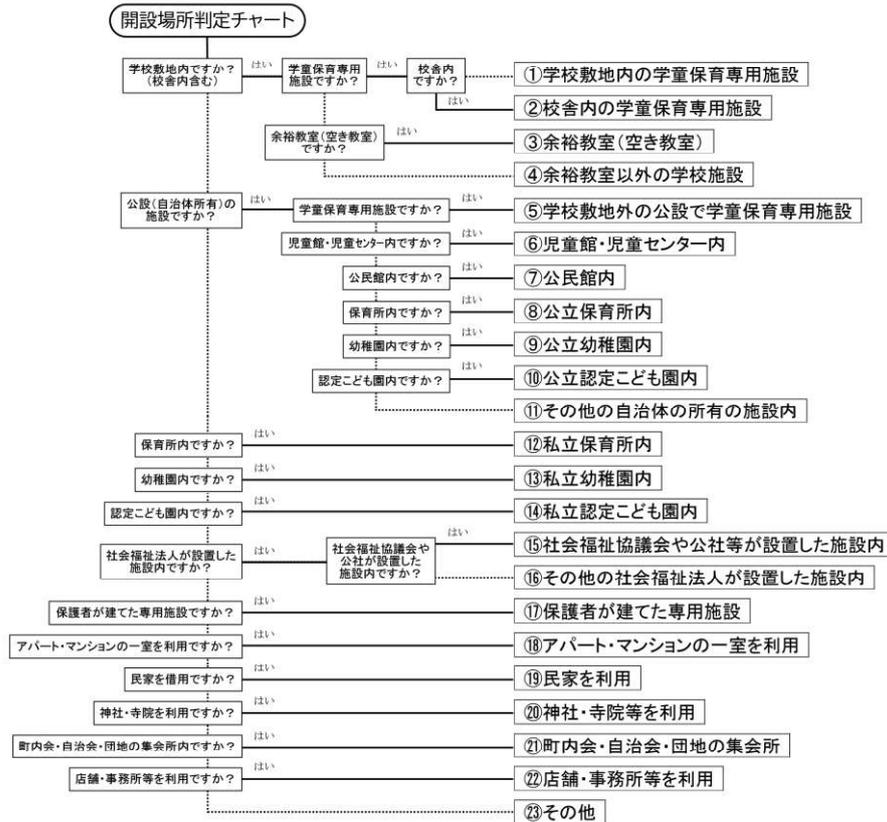
「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします。

- \* 「公社」とは…地方公社をさします(地方自治体が出資してつくられた団体を含む) / 「運営委員会」とは…地域の役職者の方々と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている、学童保育を運営するための組織
- \* 「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者に依頼して運営する形態 / 「補助」とは…市町村以外のところが行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、(助成金・補助金など)運営する形態 / 「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体(民間企業も含む)に行わせる形態(代行させる団体を、「指定管理者」という)

## Q5 開設場所について

「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします。

\* 考え方：下記の判定チャートに従って開設場所を選んでください。



\* 「②校舎内の学童保育専用施設」とはもともと学童保育専用につくられたもの。

\* 「特別教室等の一時的な利用（タイムシェア）」による運営とは、学童保育専用に整備されたものではなく、放課後等（長期休業期間中を含む）に一時的に使われていない特別教室や体育館等を利用して開設しているもの。

## Q6 公立小学校・義務教育学校数と、学童保育の未設置校区数について

貴自治体内にある公立小学校（分校・義務教育学校の前期課程含む）数をお聞きします。学童保育がない小学校校区数（未設置校区数）をお聞きします。

\* 義務教育学校とは、前期課程（小学校に相当）と後期課程（中学校に相当）からなる小中一貫校で、学校教育制度（第5章の2）です。

\* 複数校区から児童の受け入れをしている場合には、学童保育がある当該校区以外は「未設置校区」とします。

## Q7 学童保育の待機児童数について

待機児童の有無を把握している場合は「a 把握している」の記号を○で囲み、か所数と人数を記入してください（待機児童がない場合は0か所、0人と記入）。

把握していない場合は、「b 把握していない」の記号を○で囲んでください。

\* 待機児童とは…厚生労働省の調査では、「利用（登録）できなかった児童数」として、つぎのように定義されています。「調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童」。

**参考** 全国学童保育連絡協議会は、つぎのような場合なども、「待機児童」と考えています。

- ・「全児童対策事業」や「放課後子供教室」、児童館利用など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用している場合／市町村の条例において、利用対象を小学校3年生にまでに制限していて、高学年が継続して通えない場合／新年度の入所申し込みが、定員を大幅に超えるため、入所申し込みを断念している場合／保護者が育児休業中のため、学童保育の継続ができない場合

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい  
**全国学童保育連絡協議会の紹介**

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 〒113-0033 東京都文京区本郷3-26-1 本郷宮田ビル4階  
 TEL 03-3813-0477 FAX 03(3813)0765  
 メール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催（2025年）

	日程	会場・開催方法	受講者数
北海道会場	6月29日(日)	北海道札幌市・かでの2・7 (オンライン配信あり)	327名
東北会場	7月13日(日)	宮城県仙台市・宮城教育大学 12日(土)公開講座あり	560名
北関東会場	6月22日(日)	オンライン開催	830名
南関東会場	6月29日(日)	東京都目黒区・東京都立国際高校	501名
西日本(愛知)会場	6月1日(日)	愛知県東海市・東海市芸術劇場、日本福祉大学 東海キャンパス(オンライン配信あり)	769名
西日本(岡山)会場	6月8日(日)	岡山県岡山市・岡山大学 (オンライン配信あり)	809名
四国会場	6月15日(日)	香川県高松市・香川県社会福祉総合センター (オンライン配信あり)	237名
九州会場	7月5日(日)	福岡県春日市・春日クローバープラザ	586名

◆第60回全国学童保育研究集会の開催

2025年10月25日(土)、26日(日)、11月9日(日) 福岡県国際センター(福岡市博多区)、福岡大学(福岡市城南区)、福岡大学附属若葉高等学校(福岡市中央区)、オンライン併用開催 4,362名参加

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行(1974年創刊、年間定期購読者約3万人)

◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施) ②学童保育の詳細な実態調査(最新調査は2018年) ③指導員の实態調査(最新調査は2014年実施、2015年報告) ④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2021年 『学童保育の保護者会ハンドブック』 『学童保育情報2021-2022』  
 2022年 『学童保育情報2022-2023』  
 2024年 『学童保育情報2023-2024』 『新版 学童保育ハンドブック』((株)ぎょうせい)  
 2025年 『学童保育情報2024-2025』 『学童保育指導員の専門性を高めるために』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動  
 提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめ、発表しています。